平成３０年１０月１５日

平成３０年度第４回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

１　開　会

⑴　会議録の確認について

⑵　意見・提案シートについて

２　報　告

⑴　燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について（平成２９年度～平成３０年度）

⑵　平成３０年度可燃ごみ処理の支援状況について

３　議　題

⑴　小金井市災害廃棄物処理計画について

⑵　平成３１年度一般廃棄物処理計画について（諮問）

４　その他

小金井市廃棄物減量等推進審議会

意見・提案シート

◆小金井市廃棄物減量等推進審議会への検討内容についてご意見･ご提案がありましたら、以下にご記入の上、ごみ対策課にご提出ください。次回開催の 10 日前に届いたものは、小金井市廃棄物減量等推進審議会で資料として配付します。

※　小金井市廃棄物減量等推進審議会での検討内容についてのご意見・ご提案をご記入ください。

※　誹謗・中傷・売り込み等の記載があると認められるときは、資料としての配布を行わない場合があります。

提出日　　年　　月　　日

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏　名

（送付先）
小金井市環境部ごみ対策課　担当：
〒１８４－８５０４　小金井市本町６－６－３　　連絡先：０４２－３８７－９８３５
FAX：０４２－３８３－６５７７　　E-mail：s040299@koganei-shi.jp

第４回小金井市廃棄物減量等推進審議会資料

平成３０年１０月１５日
環境部ごみ対策課

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について（平成２９～３０年度）

単位：ｔ

項　目	平成29年度				平成30年度				平成29・30年度比較増減量（G＝F－C）	平成29・30年度比較増減率（H＝G/C）
	家庭系（A）	１人１日当たり（g）	事業系（B）	合　計（C＝A＋B）	家庭系（D）	１人１日当たり（g）	事業系（E）	合　計（F＝D＋E）		
4月	911.9	253.6	27.8	939.7	975.6	268.9	33.1	1,008.7	69.0	7.34%
5月	1,029.4	277.0	32.4	1,061.8	1,011.0	269.4	33.2	1,044.2	△ 17.6	△ 1.66%
6月	974.6	271.0	31.1	1,005.7	942.5	259.3	33.4	975.9	△ 29.8	△ 2.96%
7月	979.6	263.4	30.1	1,009.7	1,034.1	275.4	35.7	1,069.8	60.1	5.95%
8月	988.4	265.9	30.2	1,018.6	—	—	—	—	—	—
9月	926.2	257.3	28.4	954.6	—	—	—	—	—	—
10月	1,018.6	273.4	32.1	1,050.7	—	—	—	—	—	—
11月	940.6	260.9	34.6	975.2	—	—	—	—	—	—
12月	987.6	264.9	32.0	1,019.6	—	—	—	—	—	—
1月	1,007.2	270.0	29.8	1,037.0	—	—	—	—	—	—
2月	846.6	251.3	24.4	871.0	—	—	—	—	—	—
3月	989.5	264.6	30.8	1,020.3	—	—	—	—	—	—
合　計	11,600.2	年間平均実績値 264.9	363.8	11,964.0	3,963.2	—	135.4	4,098.6	81.7	2.03%

※　四捨五入による表示をしているため、合計値と一致しないことがあります。
※　月ごとの１人１日当たり排出量は、各月の末日の住民基本台帳登録人数による算出
※　平成２９年度の年間平均実績値の人口は、１０月１日時点の人数により算出

※　平成２９年度の燃やすごみ目標値　275.4（g/人･日）10.5ｇマイナス
※　平成３０年度の燃やすごみ目標値　272.2（g/人･日）

第４回小金井市廃棄物減量等推進審議会資料　　平成３０年１０月１５日
環境部ごみ処理施設担当

平成３０年度　可燃ごみ処理の支援状況について

単位：t

団体名	支援量	搬入量 （７月末日実績）
多摩川衛生組合 （※１）	6,000	1,925.76
国分寺市	3,600	1,138.49
ふじみ衛生組合 （※２）	3,500	1,025.24
合　計	13,100	4,089.49

（※１）：構成市（稲城市・狛江市・府中市・国立市）
（※２）：構成市（三鷹市・調布市）

小金井市災害廃棄物処理計画（特に留意すべき項目）

本資料は、第 4 回審議会において、小金井市災害廃棄物処理計画策定にあたり、特に懸念事項が出た項目をまとめたものです。本審議会後に、これらの項目に、最終頁にある必要な項目を追加し素案とする予定です。

内容

１．　計画策定の趣旨 2
２．　計画の位置づけ 3
３．　組織体制、業務分掌 4
　１）　地域防災計画における組織体制 4
　２）　災害廃棄物処理に関する組織体制 5
　３）　清掃班の業務分掌 6
４．　災害廃棄物処理に関する基本方針 7
５．　被害想定 7
　１）　対象とする災害 7
　２）　被害想定 9
６．　発災前後の行動 10
７．　避難所ごみ、し尿の処理 12
　１）　避難所ごみ・生活ごみ 12
　２）　し尿処理 14
　３）　仮設トイレの設置 16
８．　水害廃棄物に関する留意事項 18
　１）　水害発生時に発生する廃棄物 18
　２）　水没便槽への対応 19
　３）　水害時における仮置場 19
９．　その他の項目について 20

１．計画策定の趣旨

阪神・淡路大震災、東日本大震災や熊本地震といった巨大地震や、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった浸水被害等、近年、巨大な災害が起きています。

災害廃棄物はこのような事態で発生するごみで、普段は見られないような以下のような特徴があります。

- 一度に多量に発生する。
- 法的に一般廃棄物であるが、倒壊家屋、土砂、流木等が多量に発生するため、性状的には産業廃棄物に近い。
- 水害の場合は水分や土砂を多量に含んでいるため（畳やふとん等）、重く、また分別等の処理が難しい。
- 処理施設そのものが被災している場合があり、災害廃棄物を処理できないことも考えられる。
- 近隣市も同様に被害を被っている場合がある。

小金井市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、このような大規模災害の発生時に、多量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するために、事前に定めておく計画です。

表　1－1　近年の巨大災害による廃棄物発生量

災害名	発生年月	災害廃棄物発生量	処理期間
東日本大震災	2011 年 3 月	3,100 万トン （津波堆積物含む）	約 3 年 （福島県除く）
阪神･淡路大震災	1995 年 1 月	1,500 万トン	約 3 年
平成 28 年熊本地震 （熊本県のみ）	2016 年 4 月	316 万トン※ （推計値）	約 2 年（予定）
新潟県中越地震	2004 年 10 月	60 万トン	約 3 年
広島土砂災害	2014 年 8 月	58 万トン	約 1.5 年

出典：平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書(概要)（環境省）

※災害等廃棄物処理事業費の査定に当たり市町村が推計した災害廃棄物量の合計

２．計画の位置づけ

本計画は、小金井市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）や小金井市一般廃棄物処理計画に関連する計画として位置づけられています。

また、東京都災害廃棄物処理計画とも連携し作成されています。

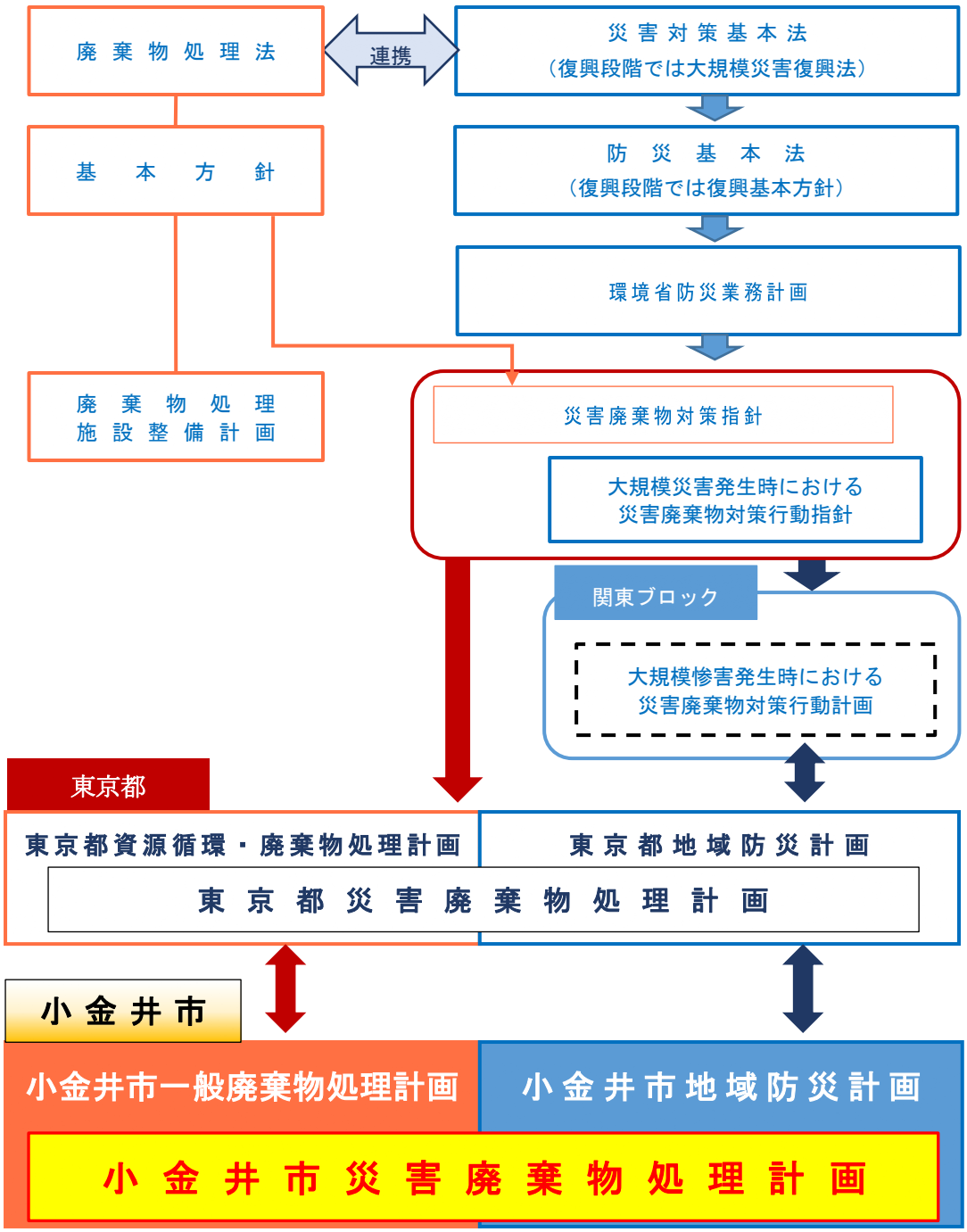

備考：東京都災害廃棄物処理計画より作成

図 2－1　本計画の位置づけ

３．組織体制、業務分掌

１）　地域防災計画における組織体制

地域防災計画には、以下のように災害対策に関する組織が規定されています。そのうち、災害廃棄物処理に関する事務は、主として環境部の清掃班が行うこととなります。

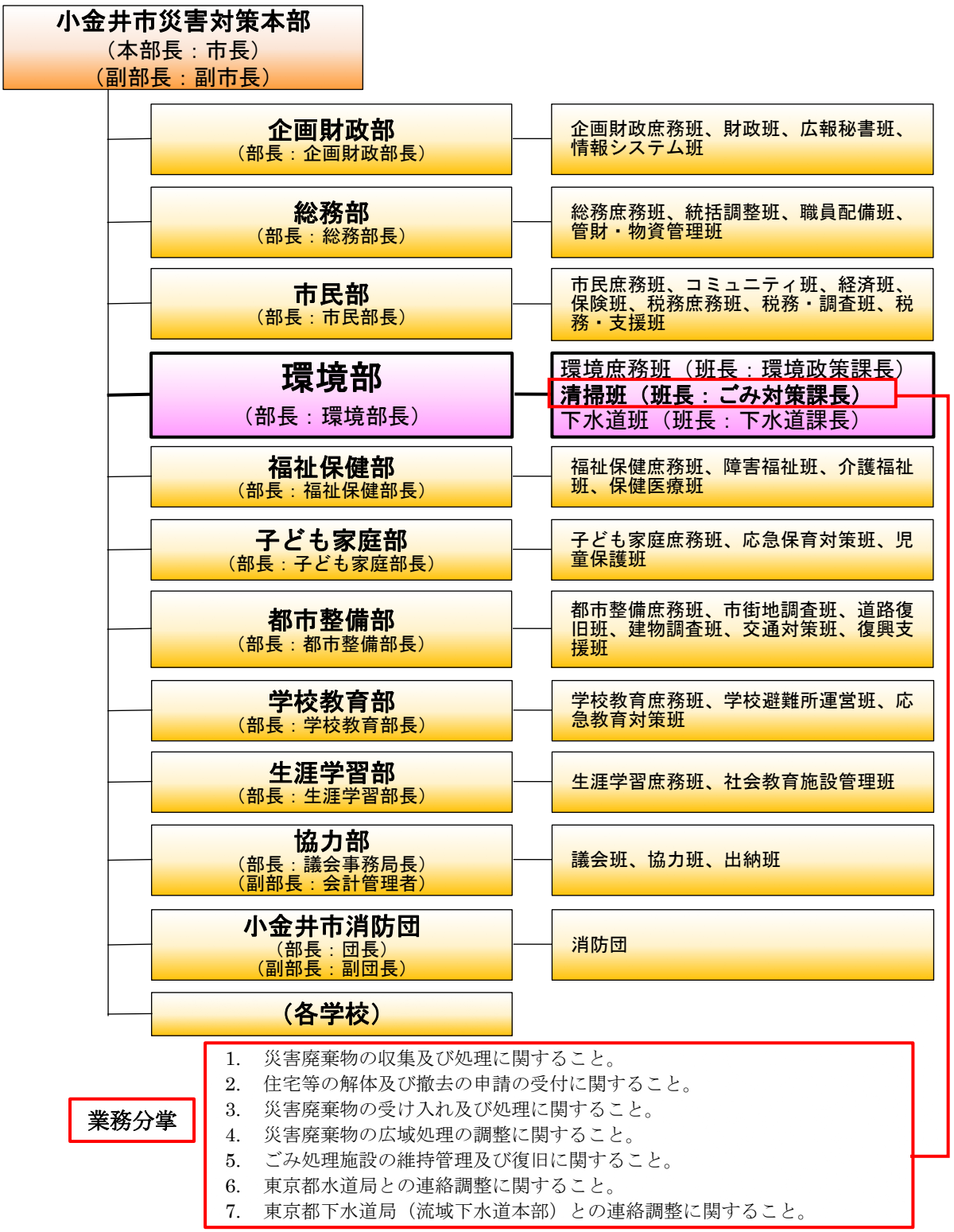

図　３－１　組織体制（災害対策本部）

備考：小金井市地域防災計画より作成

２） 災害廃棄物処理に関する組織体制

清掃班を中心とした、災害廃棄物処理に関する組織体制は以下の通りです。ただし、清掃班は通常の一般廃棄物の処理業務も行うため、新たに発生する災害廃棄物処理に対しては人員が不足することも考えられます。その場合、被災の状況を踏まえた上で、環境部の環境庶務班、下水道班、または他の部署からの応援を依頼します。

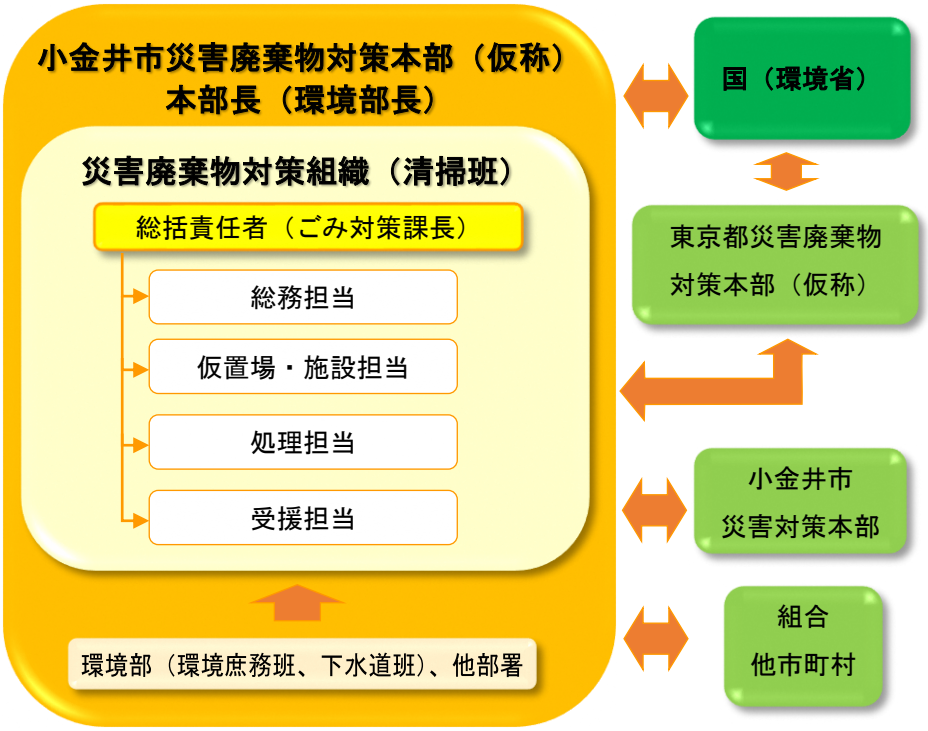

図 ３－２ 組織体制（案）

３） 清掃班の業務分掌

地域防災計画には清掃班の業務分掌の概要が記載されていますが、本計画ではさらに具体的な内容を記述します。詳細は以下の通りです。

表 ３－１ 業務分掌（案）

担当区分		業務内容
総務担当	総合調整に関すること	指揮命令、総括
		各班・担当との連絡調整
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		推進計画又は実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務に関すること	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外に関すること	他行政機関との連絡調整、協識、情報提供
		その他機関（民間事業者）との連絡調整・協議・情報提供
	広報に関すること	市民等への災害廃棄物処理に関する広報
		市民からの問合せ、苦情への対応
		広報等パブリシティ
	許認可に関すること	処理施設設置の受付
		産業廃棄物処理の届出
仮置場・施設担当	仮置場に関すること	仮置場の確保、設置・運営（仮設処理施設の運営も含む）、撤去
	施設に関すること	浅川清流環境組合との相互連携
		小金井市中間処理場との相互連携
処理担当	処理・処分に関すること	道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		家屋解体対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、解体現場立会い）
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理に関する指導
		処理全般に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導に関すること	民間事業者の指導
		不法投棄、不適正排出対策
受援担当	受入に関すること	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）との連携、受援内容の記録

４．災害廃棄物処理に関する基本方針

災害廃棄物処理に関する基本方針を以下の通り定めます。

表　4－1　基本方針

基本方針	内容
安全な処理	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
迅速な処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する。特に分別を徹底するなどリサイクルの推進を進め、最終処分量を削減する。

５．被害想定

１）　対象とする災害

想定する災害は、巨大地震、台風等による風水害、土砂災害、富士山等の火山噴火による降下ばいじんとします。

本計画では、それぞれの災害の最大の被害を想定します。最大の被害を対象とすることにより、万全な対策が可能と考えられます。

表　5－1　対象とする災害

区分	内容
地震	・多摩直下地震（M7.3、最大震度６強） 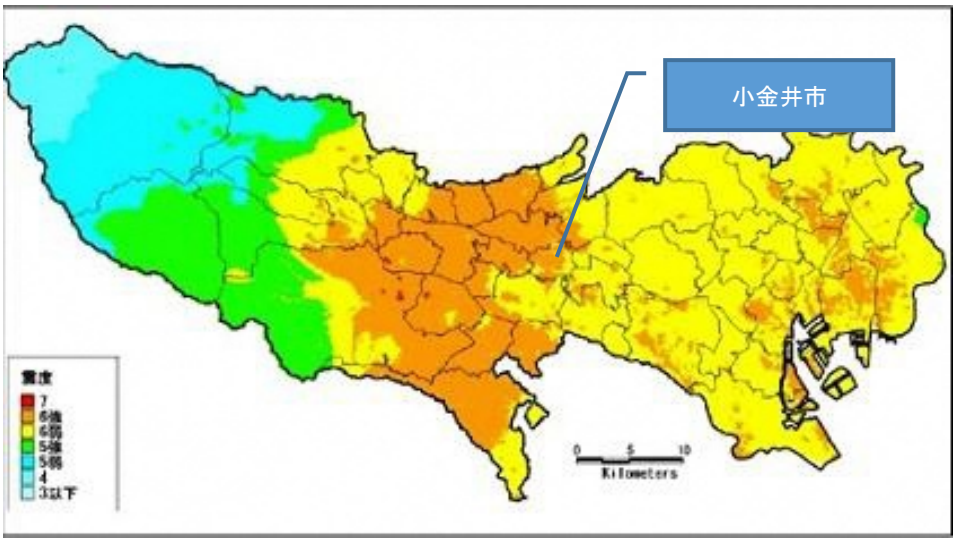
風水害	特別警報基準に達するような災害規模の台風被害や豪雨被害、河川氾濫、土砂災害等（浸水は主に図５－１に示す位置で起こりやすい）
火山噴火	富士山の噴火による降下ばいじんよる被害

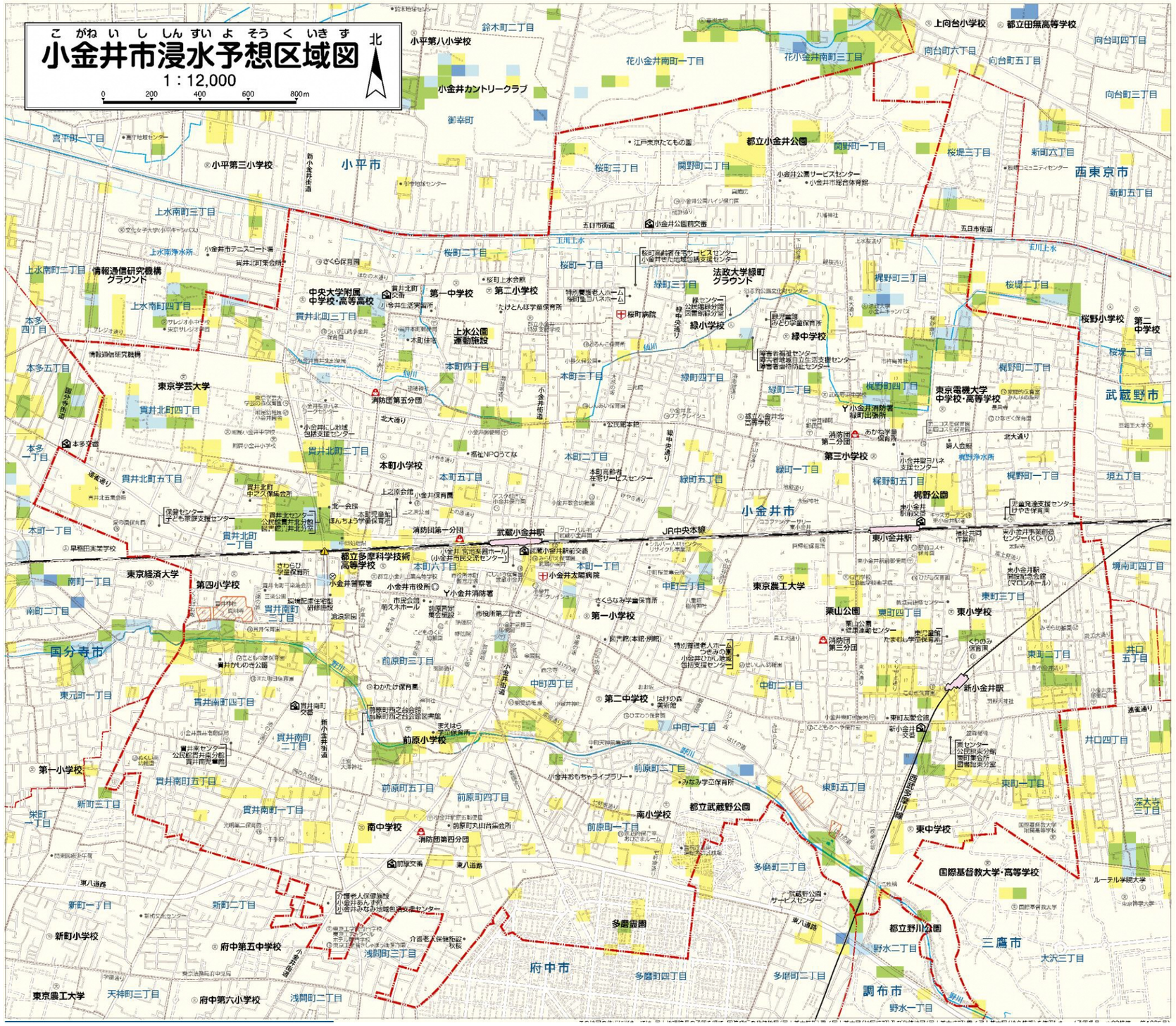

図 5－1　本市の浸水予想区域図

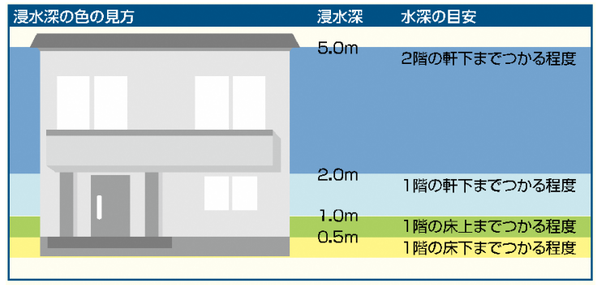

凡例 Legend 범례		
	市役所（災害対策本部） City Hall (Emergency Management headquarters) 市政庁　시청	消防署・消防出張所 Fire Station / Branch Fire Station 消防署/消防办事处　소방서/출장소
	警察署 Police Station 警察署　경찰서	消防団詰所 Fire Fighting Reserve Corps Station 消防团值班室　소방단 대기소
	交番 Koban (Police Box) 派出所　파출소	急傾斜地崩壊危険箇所 Landslide Hazardous Spot 地滑り警戒区域　급경사 붕괴 위험지
	医療拠点病院 Medical Base Hospital 医疗据点医院　의료 거점 병원	地下施設（アンダーパス） Underground Facility (Underpass) 地下设施　지하 시설

浸水予想区域図とは

この地図は「野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図」「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」（都市型水害対策連絡会作成）を使い、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）規模の非常に激甚な大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表したものです。

ご注意ください!

降雨状況によっては、想定される水深以上の浸水や浸水想定区域以外の浸水が起こる恐れがあります。

また近年の局地的な豪雨では、下水道があふれることにより思わぬ浸水を起こすことがあります。

急傾斜地崩壊危険箇所とは

傾斜 30°以上、高さ 5m 以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれがある箇所を指します。

こんな現象を、見たら～聞いたら…、早めの避難

- ●地鳴りがする
- ●腐った土のにおいがする
- ●がけに割れ目が見える
- ●がけや斜面から水が湧き出たり、ふき出す
- ●地面にひび割れができる
- ●家や擁壁に亀裂が入る
- ●家や擁壁、樹木や電柱が傾く
- ●がけから小石がパラパラと落ちる

前兆現象に気を配り、危険を感じたら安全な場所に避難しましょう。

２） 被害想定

被害の規模に関しては地震では調査により被害の規模が算定されていますが、風水害に関しては、豪雨（局地的大雨や集中豪雨）、河川氾濫、土砂災害等様々な被害が考えられ、被害規模を算定するのが困難であるため、本計画では、最大規模の地震に準じ対策を行うこととします。

また、火山噴火に関しては、富士山の噴火により東京でも 10cm 以上の降下ばいじんが積もると見られていますが、これらによる被害に関しても想定が困難であるため、最大規模の地震に準じ対策を行うこととします。

なお、多摩直下地震では、小金井市内で約 25 万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。

また、災害廃棄物の種類別の発生状況も下表に示します。

表 ５－２ 被害棟数

種類	木造	非木造	合計
全棟数	22,335	5,024	27,359
全壊	667	58	725
半壊	2,314	201	2,515
焼失	1,974	0	1,974
被災家屋の非木造割合		8%	

※地域防災計画より（被災家屋の非木造割合は、地域防災計画にある災害廃棄物量約 25 万トンに合わせるために設定した数値。
現状の割合は 18.4%である。）

表 ５－３ 被害家屋の災害廃棄物発生原単位

種類	木造（t/棟）	非木造（t/棟）
全壊	59.1	623.1
半壊	29.6	311.6
焼失	22.7	－

※東京都災害廃棄物処理計画より

表 ５－４ 災害廃棄物発生量

種類	木造（ｔ）	非木造（ｔ）	合計（ｔ）
全壊	39,420	36,140	75,560
半壊	68,494	62,632	131,126
焼失	44,810	－	44,810
合計	152,724	98,772	251,496

※被害棟数×発生原単位より算出

また、災害の種類ごとの災害廃棄物の発生状況は以下の通りです。

表 5-5　災害廃棄物の種類別の発生状況

災害の種類	内容
地震	倒壊家屋中心、家屋解体時に排出
浸水（河川氾濫）	家財家具が中心、被災者の片付けにより排出
土砂災害	大量の土砂岩石が混合
竜巻	混合廃棄物が散乱
火山噴火	噴火活動終息まで処理着手困難

備考：災害廃棄物処理の実際　国立環境研究所資料より作成

６．発災前後の行動

発災前後の行動について時系列で説明します。特に、初動対応を素早く適切に行うことが重要になりますが、それには平常時に災害廃棄物処理計画を策定し十分な体制を整える必要があります。

なお、必要な行動の時期は、大きく以下の 4 つにわけることができます。

・平常時　　：発災前
・初動対応　　：発災後約 1 か月まで
・応急対策期　　：発災後約 1 か月から約 1 年後まで
・災害復旧・復興期　：発災後約 2 年から 3 年後

平常時（発災前）	①組織体制、連絡体制の構築	平常時に庁内の組織体制づくりを行うとともに、関連団体との連絡体制を構築します。
	②職員への教育訓練	図上訓練等、職員への教育訓練を行います。
	③災害廃棄物量の推計、仮置場候補地の選定	地域防災計画等を参考に、災害廃棄物量をあらかじめ予測するとともに、仮置場候補地を選定します。

↓発災！

初動対応（発災後約 1 か月まで）	①初動対応の命令	災害対策本部の決定により、災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、発災後に甚大な被害が想定された場合、災害廃棄物対策本部長（環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行することを宣言します。
	②災害対策組織への移行	初動対応の命令が発令された場合、速やかに平常時に想定した災害廃棄物対策組織体制に移行します。また、災害が特に甚大で広域である場合は、広域的な災害廃棄物処理体制に移行するよう都及び協定締結自治体と連絡を取り合います。
	③処理方針の決定	発災後速やかに廃棄物ごとの処理方針を定めます。

	④情報収集・連絡体制の確保	発災後においても、情報収集や連絡体制は十分に確保する必要があるため、平常時に想定した情報収集・連絡体制を維持するものとします。また、災害廃棄物の発生状況や処理状況を都に連絡する体制を確保します。
	⑤協力・支援体制の再構築	発災後、平常時に構築した協力体制が滞りなく機能するか、即座に連絡を取り合い、協力・支援体制の再構築を図ります。特に、この時期は、自衛隊・警察・消防などに配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行います。
	⑥仮置場の設置	発災直後から災害廃棄物が発生します。平常時に選定した候補地から、被災の状況を見ながら適切な箇所に仮置場を設置します。

↓

応急対策期（発災後約1か月から約1年後まで）	①発生量、要処理量、処理可能量の見直し	災害廃棄物発生量をさらに正確に把握します。また、近隣の処理施設の状況や民間処理業者の状況等を踏まえ、処理可能量や処理期間を検討します。
	②国庫補助金事務	災害等廃棄物処理事業費や廃棄物処理施設災害復旧事業費の補助申請業務を行います。
	③仮置場の運営	引き続き仮置場の運営を行いますが、不法に投棄されないよう管理を十分に行います。
	④災害廃棄物処理実行計画の作成	災害廃棄物処理実行計画を作成により具体的な処理方法を確立する。

↓

災害復旧・復興期（発災後約2年から3年後）	①災害廃棄物処理実行計画の見直し	被害棟数や災害廃棄物発生量の見直し、組織体制の見直し等実態を勘案し災害廃棄物処理実行計画を見直し、速やかに処理を行うようにします。また、復旧復興に関して具体的な計画を立てます。
	②復興資材の有効活用	災害廃棄物の有効な利用を行います。
	③仮置場の閉鎖、返還方法の検討	災害廃棄物の処理の目途を付け、仮置場の閉鎖時期や返還に関して検討します。

７．避難所ごみ、し尿の処理

１）　避難所ごみ・生活ごみ

（1）生活ごみの収集

一般家庭の生活ごみについては、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、浅川清流環境組合と協議し、状況に応じて早朝・夜間収集等により対応します。分別区分は原則的に平常通りとします。

平常時の収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、市民への広報を行った上で、腐敗性の高い食品残渣等を優先して回収します。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行うなどの措置を講じます。

また、災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合は、必要に応じて支援要請を行い、他市町村等の焼却施設での処理を委託します。

さらに、不適正排出や、道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、広報及び仮置場を中心としたパトロール等を行います。

（2）避難所ごみの分別

発災時でも分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り分別を行うことが必要です。

発災直後には、水、食料のニーズが高く、それらを中心とした支援物資梱包材の段ボール、ビニール袋、容器包装等のプラスチック類、生ごみが多く発生することが予想されます。また、発生後３日程度以降になると、衣類や日用品などの救援物資も急激に増えるため、それに伴い、段ボールや日用品に伴うごみも大量に発生するようになります。

この時期、避難所は混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、以下に示す避難所ごみの分別例及び留意点を参考に発災時、被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定します。

表　7－1　分別例及び留意点

種類	留意点
燃やすごみ	・生ごみは、ハエ等の害虫の発生が懸念されるので、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。 ・携帯トイレや紙おむつ等のポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する。
プラスチックごみ	・避難所での洗浄は行わず、汚れたプラスチックは燃やすごみとして排出する。

種類		留意点
燃やさないごみ		・感染性廃棄物（注射針等）は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、回収処理する。
資源物	・古紙（雑紙、段ボール、新聞、雑誌、紙パック等） ・布 ・びん ・空き缶 ・金属類 ・ペットボトル ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ ・小型家電	・古紙は、段ボール、新聞、雑誌等に分け、それぞれ紐でしばり保管する。それ以外は、それぞれ透明袋に入れて保管する。 ・スプレー缶、カセット式ガスボンベ必ず中身を使い切り、穴を開けず、透明袋に入れる。
有害ごみ		・乾電池、体温計などは、それぞれ透明袋に入れて保管する。

（3）避難所ごみの収集

避難所の環境衛生保全のため、速やかに避難所のごみの収集を開始します。避難所ごみは、分別を行った上で収集を行い、被災状況により適宜区分の見直しを行います。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村等からの支援車両等による収集を行います。

なお、医療系等の有害性・危険性のある廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知します。

避難所における生活ごみ排出量を以下のとおり推計します。避難所の環境衛生保全のため、避難所設置後、速やかに収集を開始します。避難所ごみは、分別を行った上で収集を行い、被災状況により適宜区分の見直しを行います。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、他市町村等からの支援車両等による収集を行います。

なお、医療系等の有害性・危険性のある廃棄物については、取扱いに注意し密閉保管するように周知します。

避難所ごみの発生量＝避難所人口（人）×発生原単位（g/人・日）
・発生原単位:粗大ごみ除く

参考：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月　環境省）

表 7-2　避難所ごみの収集量

総人口	生活ごみ排出量			生活ごみ原単位	発災後	
		粗大ごみ	粗大ごみ除く生活ごみ		避難所人口	避難所ごみ
（人）	（t/年）	（t/年）	（t/年）	（g/人・日）	（人）	（t/日）
119,238	26,719	914	25,805	592.9	30,495	18.1

参考：一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度　環境省）より（家電リサイクル法の品目は含まない）

※生活系ごみ搬入量には集団回収含む。

※避難所人口（30,495 人は地域防災計画より）

※25,805ｔ÷119,238 人÷365 日×1,000,000＝592.9 g/人・日

（4）収集体制・収集ルート

避難所開設、避難所外避難者数等の情報を速やかに把握し、収集体制、収集ルート等の検討を行います。また、通常体制での収集が困難な場合、支援要請を行い早期に収集体制を構築します。

また、避難所の閉鎖状況や各地区の居住者数等の情報を収集し、収集体制、収集ルート等の見直しを行います。

また、ごみ処理施設の復旧状況に応じて、処理先の見直しも行います。

なお、地域防災計画において、避難所として指定されている場所は以下の通りです。

表 7-3　主な避難所

分類	主な場所	箇所数
広域避難場所	武蔵野公園、東京農工大学、小金井公園、東京学芸大学、多磨霊園	5
一時避難場所	小・中・高等学校、法政大学緑町ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ上水公園運動施設、梶野公園	20
避難所	小・中学校	14
福祉避難所（二次避難所）	保育園、障害者福祉センター、民間福祉施設等	18

出典：小金井市地域防災計画

２）　し尿処理

発災時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握の上、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、併せて計画的な収集体制を整備します。

（1）収集処理

① 処理原則

平常時の収集・処理体制を基本として、許可業者が収集を行います。処理については、平常時は湖南衛生組合し尿処理施設で処理しますが、被害状況が大きい場合は、北多摩一号水再生センターや清瀬水再生センターで処理することがあります。

② 仮設トイレからのし尿収集

避難所に設置した仮設トイレからのし尿については、本市が収集業者へ収集を委託。

また、本市は、仮設トイレの設置状況、道路の被災状況、緊急輸送路等の的確な情報を把握し、委託業者に提供します。

③ し尿処理施設以外での処理

震災による損壊や水害による浸水等により、し尿処理施設で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、下水道マンホール投入による下水道施設での処理を行います。

④ 許可業者以外による収集

仮設トイレの設置による収集業務の増大により、し尿収集に支障を来す場合は、関連団体や都及び他市町村等からの支援を要請します。

（2）し尿収集必要量

避難所でのし尿収集必要量を以下のとおり推計した。発生量予測を以下に示します。

し尿収集必要量＝(①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口)×③1 日 1 人平均排出量

①仮設トイレ必要人数＝避難所人口＋断水による仮設トイレ必要人数

避難所人口：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝（水洗化人口－避難所人口×（水洗化人口／総人口））×上水道支障率×1／2

水洗化人口　：平常時に水洗トイレを使用する住民数

総人口　　：水洗化人口＋非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率（断水率）

断水率：42.8%

1／2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約 1／2 の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝非水洗化人口－避難所人口×（非水洗化人口／総人口）

③1 人 1 日平均排出量＝1.7L／人・日

参考：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月　環境省）

表 7－4　し尿収集必要量

総人口（人）	水洗化人口（人）	非水洗化人口（人）	自家処理人口（人）	発災後			
				避難所人口（人）	断水による仮設トイレ必要人数（人）	非水洗化区域し尿収集人口（人）	し尿処理量（kL/日）
119,238	119,230	8	0	30,495	18,990	6	84.1

備考：水洗化人口は一般廃棄物処理実態調査（平成 28 年度　環境省）より

３）　仮設トイレの設置

（1）設置原則

平常時において、被災者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレの必要基数を算定し、備蓄等の対策を講じます。

（2）状況把握

避難所の位置・箇所数の把握、仮設トイレ必要人数・必要数の把握、仮設トイレの備蓄数の確認等の情報収集に努めます。

（3）仮設トイレ設置計画

仮設トイレ（トイレットペーパー、消毒用・防臭用薬剤や清掃用品、照明設備等の資器材を含む）の設置等計画を策定します。災害発生直後

には、上下水道・電気等ライフラインの被災状況と復旧見込みを考慮して、実施計画を立てます。

（4）仮設トイレ不足時の対応

仮設トイレを設置する場合は、関係業者等に対して配置先・設置基数を示して設置します。設置した仮設トイレについては、市民や関係業者との連絡に必要な呼称を付した設置場所のマップを作成します。

（5）仮設トイレ追加の要請

仮設トイレが不足する場合は、関係業者等に、追加の調達及び設置を要請します。さらに不足が予想される場合は、協定に基づき民間事業者や都及び他市町村等に支援を要請します。

（6）仮設トイレ設置の広報

トイレ使用の可否、仮設トイレの設置等について、市民へ広報するとともに市民からの相談に応じます。

（7）仮設トイレ必要基数及び仮設トイレ備蓄基数

本市の仮設トイレ必要基数は、発災後が最大値となり、634 基と見込まれます。

仮設トイレ設置必要基数は、次の方法により推計します。

仮設トイレ必要基数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数：49,485 人

②仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量／し尿の 1 人 1 日平均排出量／収集計画）

仮設トイレの平均的容量：400L

し尿の 1 人 1 日平均排出量：1.7L／人・日

収集計画：3 日に 1 回の収集

参考：災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月　環境省）

表 7−5　仮設トイレ必要基数

発災後				仮設トイレ必要基数（基）
避難所人口（人）	断水による仮設トイレ必要人数（人）	仮設トイレ必要人数合計（人）	仮設トイレ設置目安（L/人・日）	
30,495	18,990	49,485	78	634

仮設トイレについて、組立式トイレ 49 基、マンホールトイレ 5 基を保有していますが、大規模な災害の発生時には足りません。本市では、今後以下のように対応するとともに、不足分については他団体や民間事業者等と協定等を締結し確保に努めます。

表 7-6　仮設トイレに関する本市の対応

機関名	内容
本市	○避難者 75 人あたり 1 基（避難者総数 30,495 人）の災害用トイレの確保に努める。 ○避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。 ○不足分については、引き続き、災害用トイレ（組立式トイレ・簡易トイレ・携帯トイレ）を備蓄するとともに民間との災害協定等の締結を結び災害用トイレの確保に努める。 ○要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の備蓄に努める。 ○強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 ○災害用トイレ（仮設トイレ等）の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

（8）仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や縮小に合わせて、速やかに仮設トイレの撤去を行います。

8．水害廃棄物に関する留意事項

水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があります。ここでは水害廃棄物処理に関し、特に留意する必要のある事項を取りまとめました。

1）　水害発生時に発生する廃棄物

水害発生時には、震災発生時とは別に特有の廃棄物が発生します。処理にあたっては、季節によって課題が異なることに留意し、夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエなどの害虫が発生すると生活環境が悪化するため、専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行います。

主な水害廃棄物の種類と特徴や処理方法は以下のとおりです。

表 8－1　水害廃棄物の種類と特徴

種類	特徴・処理方法
濡れた畳	・畳は水を含みやすく、最大で一枚 100kg にもなることがあり、運搬作業が難しくなることがある。また、そのまま破砕しても水分が多く、焼却炉で焼却することが難しいため、仮置場で一時貯留し、ある程度水を切った後に破砕することとする。 ・腐敗による汚汁、臭気の発生が考えられるため、周辺の環境に十分配慮する。 ・水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に処理を行う。
濡れた木製家具	・水を吸い重くなっており、1 棟あたり 200kg もの木製家具が発生することがある。仮置場で一時貯留し、ある程度乾燥させた後に破砕することとする。
濡れた布団・衣類	・水を吸い、重量が増しており、運搬や処理が難しくなる。濡れて汚れてしまうためリサイクルが困難となる。仮置場で一時貯留し、ある程度水を切った後に焼却することとする。
倒木・流木	・道路や河川敷等に多量の倒木・流木が発生することがある。倒木・流木は水分を多く含んでいることがある。また、根株が含まれ、破砕が困難となるため、仮置場に貯留後速やかに専門の処理業者に処理を委託する。

２）　水没便槽への対応

汲み取り便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速な対応するものとし、速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒を行います。

３）　水害時における仮置場

水害発生時には、あらかじめリスト化した仮置場候補地から、二次災害の恐れが考えられる河川敷を避け候補地を選定します。また、濡れた畳や布団を乾燥させるために長期にわたり貯留させる場合があるため、これらの水害廃棄物の発生状況によりできる限り広い仮置場を確保し、また、環境保全に十分配慮し運営します。

９．その他の項目について

その他の項目については、仕様書や東京都災害廃棄物処理計画等を参考に以下の項目について検討します。

- 仮置場の選定
- 情報収集
- 関係団体等との協定
- 協力支援体制
- 職員への教育
- 処理方針
- 収集運搬計画
- 有害廃棄物や不法投棄対策
- 災害ボランティア
- 被災家屋の解体
- 処理スケジュール
- 思い出の品の取り扱い
- 住民等への広報

平成３１年度一般廃棄物処理計画

循環型都市小金井の形成
～ごみゼロタウン小金井を～

《諮問案》

平成３１年４月１日
小金井市環境部ごみ対策課

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１　平成 30 年度一般廃棄物処理計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　1　平成 30 年度ごみ・資源物処理量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4
　2　平成 30 年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策・・・・・・・・・・・ 4～10

第２　平成 31 年度ごみ処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　1　ごみ処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　2　平成 31 年度減量目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～14
　3　施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～20

第３　ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　1　家庭系一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21～23
　2　事業系一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24～25

第４　市民・事業者・行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　1　市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　2　事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　3　行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第５　ごみ処理施設の維持・管理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・28
　1　不燃・粗大ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　2　最終処分場・エコセメント化施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第６　動物の死体処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　1　市へ届け出るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　2　市が収集するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　3　処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第７　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について・・・・・・・・・・・29
　1　市が収集しない一般廃棄物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　2　処理方法の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
　3　災害廃棄物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第８　生活排水処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　1　収集運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
　2　処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

別紙　平成 31 年度一般廃棄物処理計画　ごみ処理フロー図

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間平成27～36年度。以下「基本計画」という。）を策定し、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指しています。発生抑制を最優先とした3R＊の推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本的な方針としつつ、集中と選択の観点から、より効果的かつ実践的なごみの減量を進めなくてはなりません。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）にて、平成32年（2020年）度の新可燃ごみ処理施設稼働を目指して事業を進めているところです。新施設稼動後は、可燃ごみの共同処理を日野市内で行うことになります。施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者に深く感謝申し上げます。本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。また、本市の可燃ごみは、平成19年4月から広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にその処理をお願いしていますが、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、広域支援へのご理解、ご協力をいただかなければなりません。更に、可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクル処理されています。本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場（貫井北町）と二枚橋焼却場跡地（東町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、平成33年（2021年）度中の稼動開始をめざします。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、平成36年（2024年）度中の稼動開始を目指しているところです。

循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層、ごみの減量に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成31年度一般廃棄物処理計画を策定します。

＊3Rとは、「リデュース（Reduce）＝発生抑制、リユース（Reuse）＝再使用、リサイクル（Recycle）＝再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第１　平成３０年度一般廃棄物処理計画の実施状況

１　平成３０年度ごみ・資源物処理量

⑴　可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成30年度一般廃棄物処理計画では、平成29年度に引き続き、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標としました。これは、基本計画において、平成36年（2024年）度までに356g/人・日以下（基準年度（平成25年度）実績処理量から40g減量）を目指すとしていることから、1年当たり4gずつの更なる減量を図るべく、平成30年度減量目標マイナス4gのうち、燃やすごみを3g、その他を約1gの減量に向けて取り組みました。

平成30年度の家庭系燃やすごみの排出量（推定）は○，○○tの見込み、その他の合計は○，○○t※の見込みです。平成30年度の人口（平成30年10月1日基準）は121，167人であることから、市民1人1日当たりのごみ排出量は、推計○．○g（可燃系○．○g、その他○．○g）となり、平成30年度の減量目標380gを○．○g下（上）回りました。よって、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の減量目標マイナス4gを~~達成できる見込みです。~~

※算出方法（その他の合計○，○○ｔ＝粗大ごみ（可燃系）計○○ｔ＋不燃系ごみ計○，○○ｔ＋有害ごみ○○ｔ－事業系燃やさないごみ○ｔ－資源物残渣等○○ｔ）○ページ参照

⑵　資源物

平成30年度処理量（推定）は○，○○tの見込みです。平成29年度は10，113tでした。

【目標達成の状況（推計）】

基本計画の考え方に基づき、市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量を平成３０年度減量目標として設定しました。推計による達成状況の内訳は下記のとおりです。

	分別区分	市民１人１日当たりの排出量（g/人・日）	
		平成30年度推計	平成30年度目標
家庭系ごみ	燃やすごみ		272.2
	燃やさないごみ		32.9
	プラスチックごみ		53.2
	粗大ごみ		20.6
	有害ごみ		1.0
	合計		380.0
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

平成３０年度上期の実績による年度末推計値から、市民１人１日当たりの合計は、~~減量目標を達成できる見込みです。内訳は、目標値に対して、燃やすごみは１３．６ｇマイナス、燃やさないごみは０．３ｇマイナス、プラスチックは１．４ｇマイナスの見込みで、粗大ごみは０．２ｇ超過となる見込みですが、合計では１５．１ｇマイナスとなると推計されます。~~

⑶　今後の課題

平成30年度の市民1人1日当たりのごみ排出量のうち、~~可燃系ごみについては、目標を達成できる見込みですが、~~基本計画に定めた平成36年（2024年）度までの減量目標達成のため、本市の最重要課題である可燃ごみの更なる減量に向けて、引き続き市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制（ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など）、リユース（不要となったものは必要な人に譲るなど）、リサイクル（資源物の分別徹底など）などの取組を実践することが大切です。また、事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが重要です。さらに行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ります。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、転出入者が多いこと、人口が増加傾向にあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民に御理解・御協力いただくためには、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民への情報発信の機会をできる限り活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることも重要になってきています。

平成３０年度ごみ・資源物処理量

（単位：ｔ）

分別区分		処理方法		平成30年度処理量（推計）	平成29年度処理量（実績）
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼　却			11,964
			家庭系		11,600
			事業系		364
	粗大ごみ（可燃系）	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル＊1			171
		布団を資源化又はサーマルリサイクル			50
小　計					12,185
不燃系ごみ※4	燃やさないごみ	破砕・選別	資源化：鉄など金属を資源化		291
			資源化：燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破砕後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル＊2		1,129
	粗大ごみ（不燃系）		資源化：小型家電回収＊3		206
			燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破砕後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル		729
	プラスチックごみ	選別	資源化：プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化		1,829
			資源化：廃プラスチック類をケミカルリサイクル		345
小　計					4,529
有害ごみ		資源化・一部埋立			39
資源物		資源化			10,113
合　計					26,866

※　家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量（算出方法は以下のとおり）です。

平成30年度処理量(推計)は、平成30年9月末までの実績を基に、ごみ･資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成29年度人口(10月1日現在)：119，984人、平成30年度人口(10月1日現在)：121，167人

＊1：サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収･利用することをいう。

＊2：ケミカルリサイクルとは、ガス化溶融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

＊3：小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、　小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者に搬入する運搬事業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

＊4：不燃系ごみには、事業系燃やさないごみ(持込分)及び資源物残渣･スプレー缶が含まれる。

平成29年度処理量(実績)：事業系燃やさないごみ(持込分)○t、資源物残渣･スプレー缶○t

平成30年度処理量(推計)：事業系燃やさないごみ(持込分)○t、資源物残渣･スプレー缶○t

2　平成３０年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

平成30年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による標記に努めますが、一部数値標記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、または恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「－」とします。

⑴　発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

中でも計画項目「1　ごみを出さないライフスタイルの推進」を「優先実施」と位置づけ、食品ロスの削減に関する取り組みとして、家庭で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードバンクや福祉施設に寄付するフードドライブ事業の実施、市報ごみ減量・リサイクル特集号やスマートフォン用ごみ分別アプリケーションによる広報など、啓発活動に取り組みました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	１２月末実績
１ごみを出さないライフスタイルの推進 **【優先実施】** **(1)ライフスタイル変革への支援** **(2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進** **(3)食品ロス削減の推進** **(4)生ごみの水切り及び自家処理の推進** **(5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進**	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照	
	生ごみの水切り及び自家処理等の推進に関する調査・研究	維持継続	
	食品ロス削減に関する取組	月１回 拠点回収	
２リユースの推進 【継続実施】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	有効利用先の確保（リユースできるもの）	強化継続	

【重点実施】 (2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 (5)リユース施策の調査・研究	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照	
	くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討	維持継続	
	リユース食器無料貸出し	年 20 件	
	リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討	維持継続	
	リユース推進施策の調査・研究	維持継続	
３分別の徹底 【継続実施】 (1)組成分析の実施 【重点実施】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	組成分析	年４回（可燃）	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照	
	ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携	―	
	分別方法の見直しの検討	強化継続	
４資源循環システムの構築 【重点実施】 (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進 (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 【継続実施】 **(6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究**	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	資源物戸別・拠点回収	―	
	有効利用先の確保（資源物）	維持継続	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照	
	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年 350 件交付	
	大型生ごみ処理機器購入費補助	年１件交付	
	大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討	―	
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施	
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数 2,500 人	
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	―	
	地域の農業者やＪＡ・市内農産物取扱店との連携	維持継続	
	廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討	適時実施	
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規１箇所（12 箇所→13 箇所）	
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトへの参加	適時実施	
５啓発活動の強化 【重点実施】	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	

(1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	ごみ減量キャンペーンの実施	4 回	
	イベント（市民まつり）への出展	年１回	
	転入者への啓発強化	強化継続	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	年 40 回	
	効果的な啓発活動の調査・研究	適時実施	
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	―	
	ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し	―	
6 環境教育・環境学習の推進 【重点実施】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照	
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	―	
7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 【重点実施】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	適時実施	
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施	
	町会・自治会・子供会への働きかけ	適時実施	
	地域ネットワークの構築	適時実施	
8 拡大生産者責任の追及 【重点実施】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ	―	
9 事業活動における３Ｒの推進 【重点実施】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	
	個別指導	―	
	リサイクル推進協力店認定事業の推進	新規４事業所 （13 事業所→17 事業所）	
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規２事業所 （９事業所→11 事業所）	
10 市施設における３Ｒの推進 【重点実施】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推	庁内向け検査の実施及び結果公表	年１回	

進 【継続実施】 (2)進捗状況・実績報告の公表	市職員に対する啓発	―	

⑵ 安心･安全･安定的な適正処理の推進

安心･安全･安定的な適正処理の推進に向けて、「安心･安全･安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量･焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	１２月末 実　績
１安心・安全・安定的な収集運搬の推進	収集運搬体制の確保	―	―
(1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	ふれあい収集	―	―
２可燃ごみの共同処理に向けた整備	浅川清流環境組合構成市としての責任履行	―	―
(1)新可燃ごみ処理施設の整備 **(2)広域支援による可燃ごみの処理**	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請	―	―
	３市ごみ減量市民会議の参加	―	―
３廃棄物関連施設の整備	中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進		
(1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 **(2)廃棄物関連施設の在り方の検討**			
４埋立処分量・焼却灰の削減	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	―	―
(1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	広報媒体活用による周知	―	―

⑶ 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体･一部事務組合及び国･都との連携、収集･処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。中でも、計画項目「1災害発生時の対応に向けた体制整備」の具体的な取り組みとして、小金井市災害廃棄物処理計画を策定しました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	１２月末 実　績
１災害発生時の対応に向けた体制整備	災害時体制の整備	―	―

(1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結	―	―
	災害廃棄物処理計画及びマニュアルの策定	―	―
	災害廃棄物処理マニュアルの研究	―	―
2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有	―	―
3 収集・処理しない廃棄物への対応 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供	―	―
	専門に取り扱う業者との情報交換	―	―

⑷ 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	１２月末実　績
1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロールの実施	―	―
	啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応	―	―
	市民・事業者・その他関係機関との連携強化	―	―
	空き家対策条例　※調整	―	―
2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請	―	―
	グリーン購入の推進	―	―

⑸ 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標	１２月末実　績
1 計画の進行管理の実施	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点	―	―

(1)進捗状況の点検・評価	検・評価		
2 ごみ処理コストの検証 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用	コスト管理	―	―
	情報の公開	―	―
	環境基金の有効活用	―	―

第2　平成31年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）にて、平成32年（2020年）度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して事業を進めています。新施設稼動後は、日野市・国分寺市・本市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うことになりますが、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。

更に、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。また、本市の不燃系ごみは破砕・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、常にごみの減量に取り組み、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、最大限のごみの減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。

1　ごみ処理計画

（単位：ｔ）

分別区分		処理方法			平成30年度計画処理量	平成31年度処理量(推計)
可燃系ごみ	燃やすごみ	焼　却			12,368	
				家庭系	12,022	
				事業系	346	
	粗大ごみ（可燃系）	木質系粗大ごみをサーマルリサイクル＊1			128	
		布団を資源化又はサーマルリサイクル			52	
小　計					12,548	
不燃系ごみ	燃やさないごみ	破砕・選別	資源化	鉄など金属を資源化	382	
	粗大ごみ（不燃系）			燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破砕後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル＊2	1,094	
				小型家電回収＊3	199	
			燃やさないごみ、粗大ごみ（不燃系）を破砕後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル		713	
	プラスチックごみ	選別	資源化	プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化	1,714	
				廃プラスチック類をケミカルリサイクル	394	
小　計					4,496	
有害ごみ		資源化・一部埋立			38	
資源物		資源化			9,647	
合　計					26,729	

※家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量（算出方法は以下のとおり）です。

平成31年度計画処理量は、基本計画及び平成31年度減量目標＊4との整合を図り、ごみ・資源物として市の収集（回収）及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。資源物を除くそれぞれのごみの計画処理量は、計画目標値に人口（推定）を乗じて求めた数字であり、人口推移予想を反映した算出となっています。平成31年度人口（推定）：○，○○人（参考：平成30年度人口（10月1日現在）：121，167人）

＊1：サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

＊2：ケミカルリサイクルとは、ガス化溶融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

＊3：小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者に搬入する運搬事業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

＊4：平成31年度減量目標は、P○に記載

2　平成３１年度減量目標

⑴　市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成27年度以降のごみ処理計画では、基本計画において平成36年（2024年）度までに356g/人・日以下（基準年度（平成25年度）実績処理量から40g減量）を目指すとしていることから、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標として設定しました。基本計画策定から5年目となる平成31年度は、平成30年度の目標値から更なる減量を目指すものです。

【目標設定の考え方】

基本計画の考え方に基づき、市民１人１日当たりの家庭系ごみ排出量を平成３１年度減量目標として設定します。平成３１年度減量目標マイナス４ｇのうち、燃やすごみを約３ｇ、その他（燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）を約１ｇの減量に向けて取り組みます。

	分別区分	市民１人１日当たりの排出量（g/人・日）	
		平成 31 年度目標	平成 30 年度目標
家庭系ごみ	燃やすごみ＊	269.0	272.2
	燃やさないごみ＊	32.5	33.0
	プラスチックごみ	53.0	53.2
	粗大ごみ	20.5	20.6
	有害ごみ	1.0	1.0
	合計	376.0	380.0
資源物	古紙・布・空き缶・びんなど		
集団回収	古紙・布・空き缶・びんなど		

＜減量目標における重点項目＞

＊ 燃やすごみ

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なる燃やすごみの減量に重点的に取り組みます。

＊ 燃やさないごみ

破砕・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、資源循環型社会の形成推進の一環として、更なる燃やさないごみの減量に重点的に取り組みます。

【目標達成に向けた取組事例】

○マイバッグの利用
（レジ袋L1枚：約7g）

○マイボトルの利用
（テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個：約12g）

○マイはしの利用
（割りばし１膳：約8g）

○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
（トレイ1枚：約3g）

⑵ 埋立処分場

本市の資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っていましたが、平成28年度からは、更なる選別と資源化により埋立処分を行っていません。

【市民･事業者･行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。３者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

市民

発生抑制

ごみになるものはもらわない･買わない（過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨ての商品は買わない、ばら売り･量り売りを利用する）、食品ロスの削減（食材を買い過ぎない･最後まで使い切る、料理は作り過ぎない･食べ残さない）、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ･マイボトル･マイはしの利用など

リユース

不要となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り･量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ･ペットボトルなど店頭回収への取組

行政

市民･事業者･行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

3　施策の展開

平成31年度ごみの減量目標達成及びごみの安定的な適正処理の確保のため、平成30年度に引き続き、優先して取り組む施策及び継続して取り組む施策を掲げました。各施策については、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による標記に努めますが、一部数値標記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、又は恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「－」とします。

(1)　発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

特に、本市の特性として、転出入による人口移動が毎年7～9%ほどもあり、転入者への啓発は、重要な課題のひとつです。

ごみ減量の啓発活動を強化する観点から、以下の取組を行います。

・　ごみ非常事態宣言を継続する中、燃やすごみを特に強化して減量するために、3Rを始めとした様々な施策について、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」を年に4回発行し、紙面を読みやすく、多くの世代に受け入れられやすいようにイラストを多用するなど、更なる工夫を重ねていきます。

・　市ホームページによる情報提供に加え、平成28年度に開始した、スマートフォン用ごみ分別アプリケーションを活用し、適時の情報提供に努めます。

・　毎年発行の「ごみ・リサイクルカレンダー」は転入者に対して住民登録を扱う市民課窓口で配布する他、転入者の特に多い時期に、分別などに特化したチラシを作成し全戸配布します。また、ごみゼロ化推進員と連携し、転入者への啓発について、引き続き具体的な取組を検討します。

・　10月の市民まつりでのブース出展や駅頭でのキャンペーンの実施などを通じて、機会を捉えて継続的な啓発強化に努めます。

・　日常のごみの分別や排出方法に関する問合せに対しては、清掃指導員（市職員）

が、戸別に訪問して分別の指導や説明をしたり、集合住宅の管理者との連携による分別徹底の啓発を行います。

・ 啓発冊子「くらしの中のごみ減量」を改訂し、児童・生徒への環境教育の教材として活用するほか、出張講座や市民見学会などの機会に幅広く配布します。

・ 未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究に関する専門委員会からの「廃食油の回収が、市として事業化を図る上で実現性が最も高い」との提言を受け、回収物の安全性の確保など、引き続き実施に向けた具体的な取り組みの検討を進めます。

計画項目／取組内容	具体的な取組	目標
1 ごみを出さないライフスタイルの推進 **【優先実施】** **(1)ライフスタイル変革への支援** **(2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進** **(3)食品ロス削減の推進** **(4)生ごみの水切り及び自家処理の推進** **(5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進**	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照
	生ごみの水切り及び自家処理等の推進に関する取組	維持継続
	食品ロス削減に関する取組	月１回 拠点回収
	食品ロス削減推進協力店認定事業の検討	要綱整備
2 リユースの推進 【継続実施】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 【重点実施】 (2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 (5)リユース施策の調査・研究	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	有効利用先の確保（リユースできるもの）	強化継続
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照
	くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討	維持継続
	リユース食器無料貸出し	年 20 件
	リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討	維持継続
	リユース推進施策の調査・研究	維持継続
3 分別の徹底 【継続実施】 (1)組成分析の実施 【重点実施】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	組成分析	年４回（可燃）
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照
	ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携	―
	分別方法の見直しの検討	強化継続
4 資源循環システムの構築 【重点実施】 (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	資源物戸別・拠点回収	―
	有効利用先の確保（資源物）	維持継続

(3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 【継続実施】 **(6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究**	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照
	家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年 350 件交付
	大型生ごみ処理機器購入費補助	年１件交付
	大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討	―
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数 2,500 人
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	―
	地域の農業者やＪＡ・市内農産物取扱店との連携	維持継続
	廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討	適時実施
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規１箇所（12 箇所→13 箇所）
	小型充電式電池の回収・資源化に向けた検討	新規検討
5 啓発活動の強化 【重点実施】 (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	ごみ減量キャンペーンの実施	４回
	イベント（市民まつり）への出展	年１回
	転入者への啓発強化	強化継続
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	年 40 回
	効果的な啓発活動の調査・研究	適時実施
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	―
	ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し	―
6 環境教育・環境学習の推進 【重点実施】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照
	冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	―
7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 【重点実施】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	適時実施
	ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施
	町会・自治会・子供会への働きかけ	適時実施
	地域ネットワークの構築	適時実施
8 拡大生産者責任の追及	国・都への働きかけ	―

【重点実施】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し		
9 事業活動における３Ｒの推進 【重点実施】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―
	個別指導	―
	リサイクル推進協力店認定事業の推進	新規４事業所 （14 事業所 →18 事業所）
	自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規２事業所 （９事業所 →11 事業所）
10 市施設における３Ｒの推進 【重点実施】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進 【継続実施】 (2)進捗状況・実績報告の公表	庁内向け検査の実施及び結果公表	年１回
	市職員に対する啓発	―

⑵　安心･安全･安定的な適正処理の推進

安心･安全･安定的な適正処理の推進に向けて、「安心･安全･安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量･焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

可燃ごみの共同処理に向けた取組としては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）にて、日野市内で平成32年（2020年）度の新可燃ごみ処理施設稼働を目指して事業を進めているところです。新施設稼動後は、日野市･国分寺市･本市の3市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うことになりますが、本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。3市では、市民と協働して可燃ごみの更なるごみ減量を推進するため、3市ごみ減量推進市民会議を設置し、減量施策等の検討を進めます。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみ処理の支援を要請します。新可燃ごみ処理施設建設場所周辺住民をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民の皆様、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者へ深く感謝し、継続して安心･安全･安定的な適正処理の確立を図るため、各施策の展開を図ります。

さらに、不燃･粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施

設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場（貫井北町）と二枚橋焼却場跡地（東町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、平成33年（2021年）度中の稼動開始を目指します。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、平成36年（2024年）度中の稼動開始を目指します。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保 ふれあい収集
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 **(1)新可燃ごみ処理施設の整備** **(2)広域支援による可燃ごみの処理**	浅川清流環境組合構成市としての責任履行 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請 ３市ごみ減量市民会議での減量施策等の検討
3 廃棄物関連施設の整備 **(1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新** **(2)廃棄物関連施設の在り方の検討**	中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進
4 埋立処分量・焼却灰の削減 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行 広報媒体活用による周知

⑶ 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 (1)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結 災害廃棄物処理計画及びマニュアルの策定 災害廃棄物処理マニュアルに基づく図上訓練等の検討

2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有
3 収集・処理しない廃棄物への対応 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供 専門に取り扱う業者との情報交換

⑷ 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロールの実施 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 市民・事業者・その他関係機関との連携強化 空き家対策条例　※調整
2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請 グリーン購入の推進

⑸ 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 計画の進行管理の実施 (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価
2 ごみ処理コストの検証 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用	コスト管理 情報の公開 環境基金の有効活用

第３　ごみ処理体制

１　家庭系一般廃棄物

⑴　戸別収集（回収）

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用市指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分		内容	回数/体制	排出方法
燃やすごみ		生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週２回/委託	市指定収集袋（黄）
燃やさないごみ		ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など	２週に１回/委託	市指定収集袋（青）
プラスチックごみ		プラマークの有無に関わらず材質が 100%プラスチック製品のもの	週１回/委託	市指定収集袋（青）
粗大ごみ		家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	＜申込制＞ 粗大ごみ処理券
有害ごみ		乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計・電球型蛍光管	２週に１回/委託	透明又は半透明の袋
資源物	びん	ガラスびん（飲料用・食料品用）	２週に１回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶･エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	２週に１回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	２週に１回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	２週に１回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	２週に１回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週１回/委託	紙ひもで縛る
		段ボール	週１回/委託	紙ひもで縛る
		雑誌・ざつがみ	週１回/委託	雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる
		紙パック	週１回/委託	紙ひもで縛る
		シュレッダー紙	週１回/委託	透明又は半透明の袋
		布	週１回/委託	透明又は半透明の袋

資源物	枝木・雑草類・落ち葉	枝木（１本の長さ１m 以内・１本の直径 15cm 以内・束の大きさ30cm 程度まで）・雑草類・落ち葉	（平成 29 年度より） ２週に１回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類 透明又は半透明の袋 落ち葉 透明又は半透明の袋
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週１回/直営	＜申込制＞ 市指定専用容器に入れる。

⑵ 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、拠点回収を実施しています。分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分		内容	回数/体制
資源物	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	月２回/委託
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週３回/委託
	びん	ガラスびん（飲料用・食料品用）	月３回/委託
	古紙（紙パック）	紙パック	週１回/委託
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週２回/直営
	トレイ	発泡スチロール製トレイ	週３回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週２回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月１回/直営
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週３回/委託

⑶ 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理			最終処理（処分）
	処理方法		処理場所	
燃やすごみ	支援先焼却施設で焼却(委託)			焼却灰をエコセメント化 （東京たまエコセメント化施設）
燃やさないごみ	破砕・選別(委託)	金属・破砕後のプラスチック類など	中間処理場	・鉄・アルミなど金属を資源化（民間処理施設） ・破砕後のプラスチック類などをケミカルリサイクル（民間処理施設） ・破砕後のプラスチック類などをサーマルリサイクル（民間処理施設）

<table>
<tr><td rowspan="2">プラスチックごみ</td><td rowspan="2">積替・選別（委託）</td><td>容器包装リサイクル法対象の廃プラスチック</td><td rowspan="2">民間処理施設</td><td>容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容器包装リサイクル協会」という。）に引き渡し資源化</td></tr>
<tr><td>容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック</td><td>容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチックをケミカルリサイクル（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">粗大ごみ（可燃系）</td><td rowspan="3">破砕（委託）</td><td rowspan="3">木質家具などは板状に分解（ふとんは中間処理をしていない）</td><td rowspan="3">中間処理場</td><td>木質家具などをサーマルリサイクル（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>ふとんをサーマルリサイクル（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>再使用可能なものを修理し販売（リサイクル事業所）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">粗大ごみ（不燃系）</td><td>選別・プレス（委託）</td><td>保管庫など大部分が金属のもの</td><td rowspan="5">中間処理場</td><td>自転車･保管庫など大部分が金属のものを資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">破砕・選別（委託）</td><td rowspan="4">上記以外の複合素材・金属・破砕後のプラスチック類など</td><td>鉄・アルミなど金属を資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>破砕後のプラスチック類などをケミカルリサイクル（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>破砕後のプラスチック類などをサーマルリサイクル（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>再使用可能なものを修理し販売（リサイクル事業所）</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td colspan="2">破砕・選別(委託)</td><td>中間処理場</td><td>資源化・一部埋立（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>びん</td><td colspan="2">破砕・選別(委託)</td><td>民間処理施設</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>スプレー缶</td><td colspan="2">選別・破砕(委託)</td><td>中間処理場</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>空き缶</td><td colspan="2">選別・プレス(委託)</td><td>空缶・古紙等処理場</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>金属</td><td colspan="2">選別(委託)</td><td>空缶・古紙等処理場</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ペットボトル</td><td colspan="2" rowspan="2">選別・プレス(委託)</td><td rowspan="2">空缶・古紙等処理場</td><td>一部を容器包装リサイクル協会に引渡し資源化</td></tr>
<tr><td>一部を民間処理施設で資源化</td></tr>
<tr><td>古紙</td><td colspan="2"></td><td></td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>布</td><td colspan="2">選別(委託)</td><td>空缶・古紙等処理場</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>枝木・雑草類・落ち葉</td><td colspan="2">選別(委託)</td><td>民間処理施設</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>乾燥生ごみ</td><td colspan="2"></td><td></td><td>堆肥化（委託）</td></tr>
<tr><td>トレイ</td><td colspan="2">選別(委託)</td><td>民間処理施設</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>ペットボトルキャップ</td><td colspan="2"></td><td></td><td>ＮＰＯ法人に寄付し資源化</td></tr>
<tr><td>くつ・かばん類</td><td colspan="2">選別(直営)</td><td>空缶・古紙等処理場</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
<tr><td>難再生古紙</td><td colspan="2">選別(委託)</td><td>民間処理施設</td><td>資源化（民間処理施設）</td></tr>
</table>

2　事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
㈱アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
㈱東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業㈱	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信㈱	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業㈱	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
㈱遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
㈱加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花㈱	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
㈱木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
㈱光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野　正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事㈱	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業㈱	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
㈲さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
㈱サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
㈱サン・エキスプレス	国分寺市並木町 3―7―2	042-329-4320
志賀興業㈱	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
㈱植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253
㈱総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業㈱	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事㈱	小平市上水本町 4-8-12	042-321-2682
㈱田邉商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
㈱調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
東和産業㈱	小平市花小金井 1-36-1	042-465-5514
㈱トーホークリーン	渋谷区東 4-9-18-204	03-5466-8923
㈱トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
中川産業㈱	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
㈱根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送㈱	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
福田幸夫（福田商会）	小金井市貫井北町 1-7-33(福田商会事務所)	042-382-1230

㈱フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469
㈲古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
㈱武蔵野	中野区弥生町 2-50-8	03-5340-7647
㈲屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
㈱吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

※　平成 30 年 12 月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用市指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用市指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>排出方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃やすごみ</td><td>事業用市指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やさないごみ</td><td>事業用市指定収集袋（青）</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチックごみ</td><td>事業用市指定収集袋（青）</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>市では収集していません</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td><td rowspan="7">事業用市指定収集袋（青）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">資源物</td><td>びん</td></tr>
<tr><td>スプレー缶</td></tr>
<tr><td>空き缶</td></tr>
<tr><td>金属</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>布</td></tr>
<tr><td>古紙</td><td>家庭から通常排出される程度の量を排出することができる
(例)・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、１回に２袋まで）
・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、１回に５枚程度まで）</td></tr>
<tr><td>枝木・雑草類・落ち葉</td><td>３束（袋）まで排出することができる
枝木：ひもで縛る、雑草類：透明又は半透明の袋、落ち葉：透明又は半透明の袋</td></tr>
</table>

第４　市民・事業者・行政の役割

１　市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

⑴ まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組（過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど）、食品ロスの削減（食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど）、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。

⑵ 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切にする取組を実行します。

⑶ そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。

⑷ トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。

⑸ 市が収集しない一般廃棄物（29ページ参照）については、市の定める方法に従い適正処理します。

２　事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

⑴ 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。

⑵ 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、有限会社ブライトピック（千葉県柏市）、株式会社

フジコー（千葉県白井市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（江東区、神奈川県愛川町）、JFE環境株式会社（千葉県千葉市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）など）にて適正に処理します。

⑶ レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組み、リサイクル推進協力店となることを目指します。

⑷ 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組みます。

3　行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組みます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるような相互の調整や働きかけを行っていきます。

第５　ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

１　不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破砕･選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いましたが、昭和61年12月の稼働以来30年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育･環境学習にも役立つ施設としています。

⑴　施設名称：小金井市中間処理場

⑵　所　在　地：小金井市貫井北町１－８－25

⑶　処理能力：30t／5h（型式：高速回転複合式竪型破砕機）

※　平成29年度に策定した『清掃関連施設整備基本計画』に基づき、現在清掃関連施設整備事業を進めています。

２　最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、セメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。

⑴　施設名称：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場･東京たまエコセメント化施設

⑵　所　在　地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第６　動物の死体処理について

１　市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

２　市が収集するもの

⑴　市に処理申込みがあったペットの死体

⑵　飼い主不明の犬、猫などの死体（公有地にあるものに限る。）

３　処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第７　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

１　市が収集しない一般廃棄物について

⑴　ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

（家電リサイクル法に基づき販売店により回収）

⑵　パソコン

（資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収）

⑶　適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く。）、フロンガスを使用している製品など

（危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理）

⑷　オートバイ

（メーカーにより自主回収）

⑸　在宅医療に伴う注射器・注射針

（市内薬局により自主回収）

２　処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

３　災害廃棄物について

中間処理場と二枚橋焼却場跡地を含め、災害廃棄物処理計画にて、がれきの仮置き場を選定しています。

第８　生活排水処理について

１　収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥	排出者	収集運搬見込み量（KL/年）	収集地域	収集回数	収集方法
	事 業 所	107	市内全域	随　時	バキューム車による収集(委託)

２　処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

⑴　施設名称：湖南衛生組合し尿処理施設

⑵　所　在　地：武蔵村山市大南5－1

⑶　処理能力：6KL/日

⑷　処理方式：希釈前処理方式

別紙　平成３１年度一般廃棄物処理計画　ごみ処理フロー図

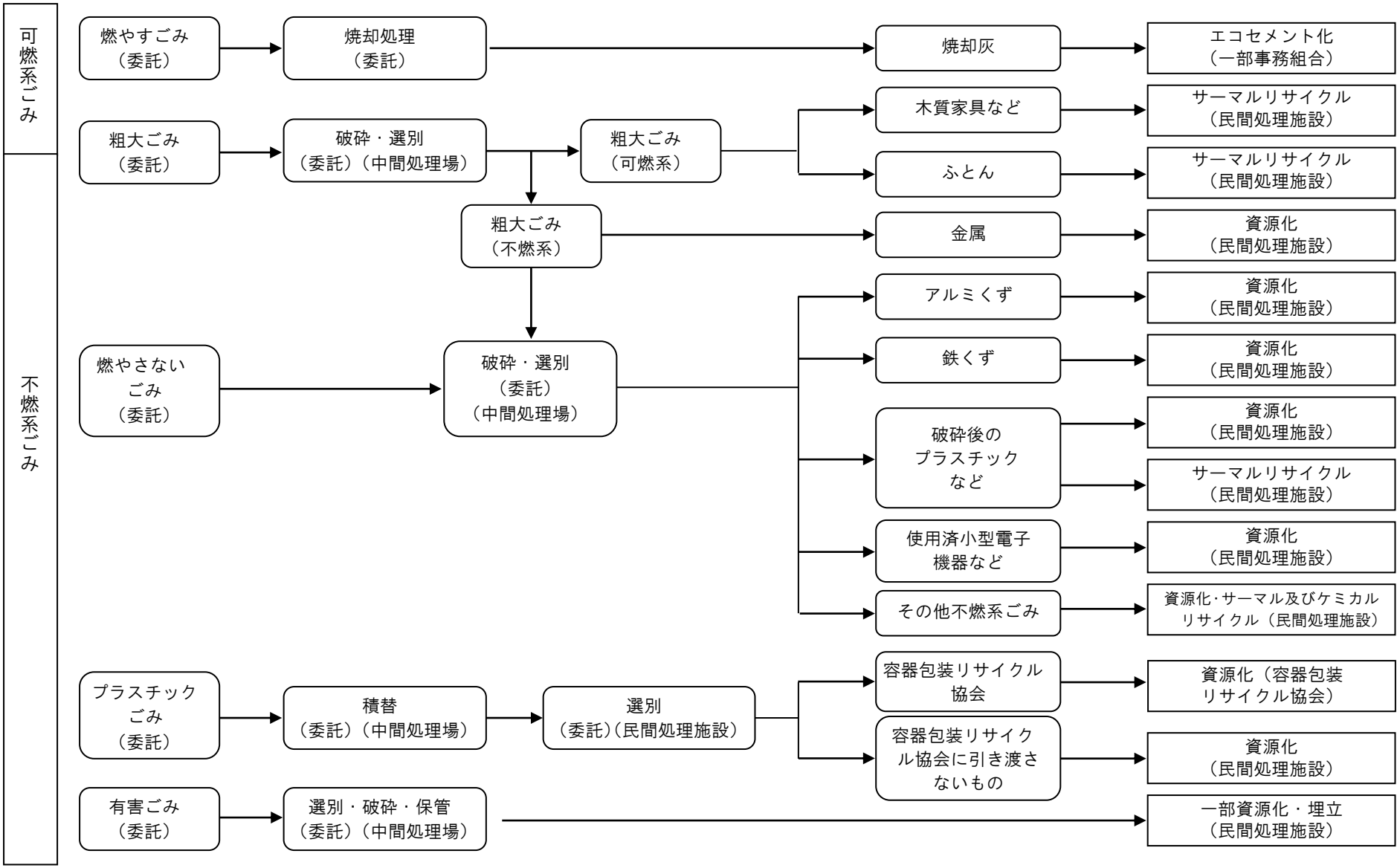

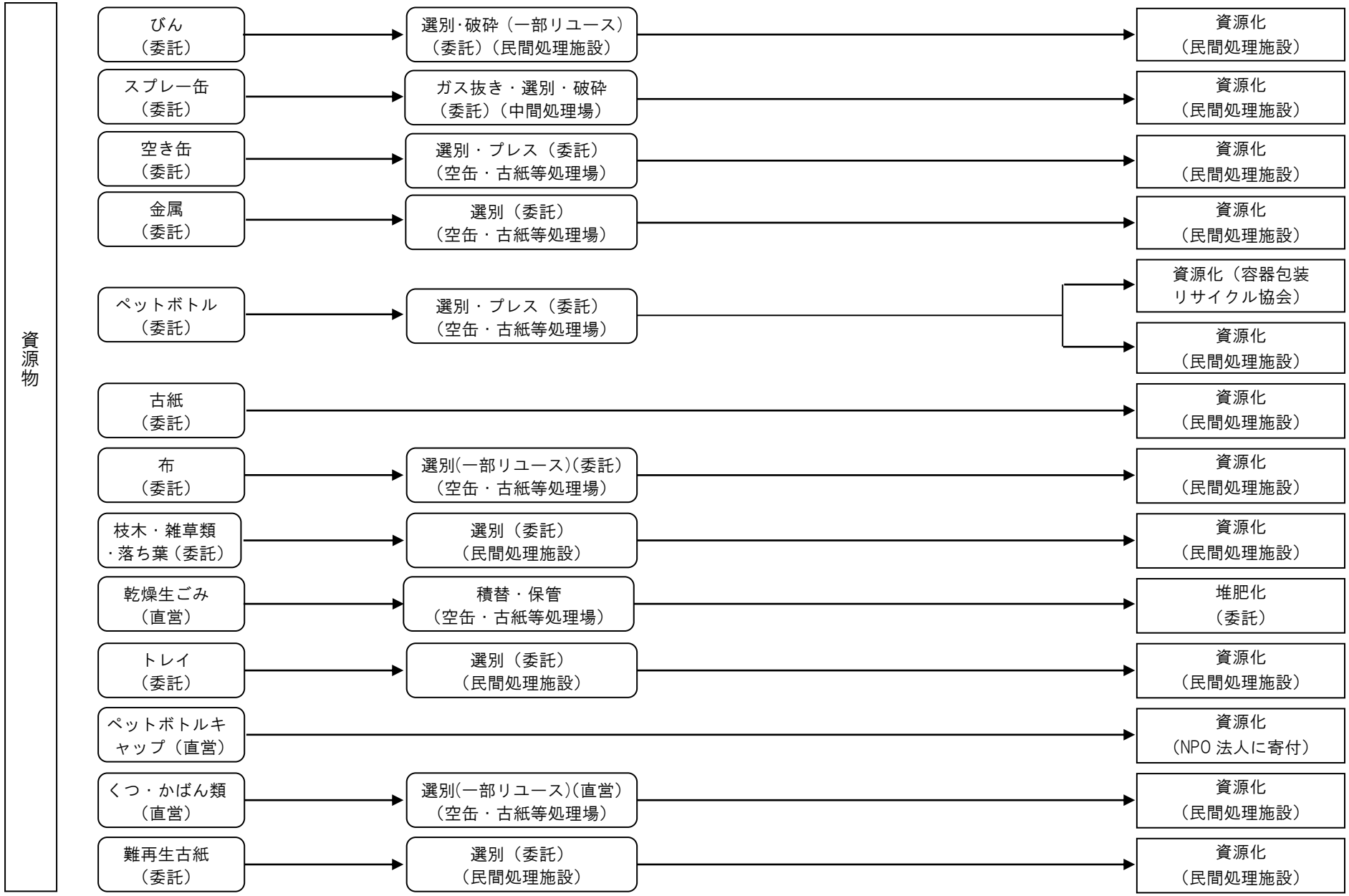
資源物
びん（委託）
選別･破砕（一部リユース）（委託）（民間処理施設）
資源化（民間処理施設）
スプレー缶（委託）
ガス抜き・選別・破砕（委託）（中間処理場）
資源化（民間処理施設）
空き缶（委託）
選別・プレス（委託）（空缶・古紙等処理場）
資源化（民間処理施設）
金属（委託）
選別（委託）（空缶・古紙等処理場）
資源化（民間処理施設）
ペットボトル（委託）
選別・プレス（委託）（空缶・古紙等処理場）
資源化（容器包装リサイクル協会）
資源化（民間処理施設）
古紙（委託）
資源化（民間処理施設）
布（委託）
選別(一部リユース)(委託)（空缶・古紙等処理場）
資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・落ち葉（委託）
選別（委託）（民間処理施設）
資源化（民間処理施設）
乾燥生ごみ（直営）
積替・保管（空缶・古紙等処理場）
堆肥化（委託）
トレイ（委託）
選別（委託）（民間処理施設）
資源化（民間処理施設）
ペットボトルキャップ（直営）
資源化（NPO 法人に寄付）
くつ・かばん類（直営）
選別(一部リユース)(直営)（空缶・古紙等処理場）
資源化（民間処理施設）
難再生古紙（委託）
選別（委託）（民間処理施設）
資源化（民間処理施設）

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　１ごみを出さないライフスタイルの推進　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	４回	A	A	水切りの啓発のほか、くつ・かばんの拠点回収、フードドライブの実施などの情報提供を行った。また、エコバッグについても周知を図り、マイバックの使用を促進している。	推進	―	７回	―	―	計画項目５参照	―
② 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照（年40回）	１４回	B	B	市内保育園や小学校の授業への参加など、積極的に出張講座を実施している。内容を子ども向けにわかりやすくするなど工夫し、食品ロスや３Ｒについての啓発を図っている。	推進	―	―	―	―	計画項目５参照	―
③ 生ごみの水切り及び自家処理等の推進に関する調査・研究	維持継続	―	B	B	可燃ごみの約半分を占める生ごみの減量に向け、市報等により水切りや自家処理の啓発を行っている。	推進	小委員会の開催	小委員会６回開催	A	B	可燃ごみに含まれる未活用資源の有効利用方策の調査研究に関する小委員会を開催し、成果を報告書にまとめた。	完了
④ 食品ロス削減に関する調査・研究	月１回拠点回収	６回（４～９月）	A	B	４月から社会福祉協議会敷地内での拠点回収を毎月実施しており、集めたられた食品は社会福祉協議会やＮＰＯ法人を通じて市内の生活困窮者や社会福祉施設、フードバンクなどへ届けられている。	現状維持	維持継続	フードドライブ拠点回収試行実施９回（市民まつり１回分含む）	A	B	拠点回収によるフードドライブを８月から毎月実施した。また、集まった食品の市内循環に向けて社会福祉協議会と実施方法の協議を進めた。	推進

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　２リユースの推進　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
			３０年度						２９年度			
具体的な取組	目標	中間値	施策進捗	効率性	評価理由	方向性	目標	実績	施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	４回	A	A	フリーマーケットの案内やリサイクル事業所の販売等について周知を行い、リユース意識の啓発を図った。引き続き広報媒体を活用していく。	推進	維持継続	９回	―	―	計画項目５参照	―
② 有効利用先の確保（リユースできるもの）	強化継続	随時	A	A	資源ごみとして回収された紙袋のうち使用に耐えうるものを「雑紙回収袋」として市民に提供する試みを開始した。	推進	強化継続	随時	B	B	平成２７年度に下着類を資源物（布）として回収を開始して以降、題材となる分野が枯渇しつつあるため、引き続き調査・研究を行ったものの、品目の拡大はできなかった。	現状維持
③ 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照（年40回）	９回（延14回）	B	B	小学校の授業への参加など、積極的に出張講座を実施している。出張講座の際に、他の施策の啓発とともにリユースについても啓発を図っている。	推進	―	―	―	―	計画項目５参照	―
④ くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討	維持継続	随時	C	B	新たな品目の追加はないが、年々回収量は増加している。置き場の確保が出来ず回収日を増やすために継続して調査する。回収日などの課題もあり、事業の更なる展開を図るためには、受け入れ業者の拡大も視野に入れて検討する必要がある。	推進	強化継続	維持継続	C	B	新たな分別区分等については随時調査・研究を行った。くつ・かばん類は昨年より回収量が上がったが、回収日が毎月１回（平日）しかないなどの課題があるため、市民が自主的に置いていける場所の確保も含め検討した。	現状維持
⑤ リユース食器無料貸出し	年２０件	９件	A	B	試行中の無償貸し出しの件数は横ばいとなっている。利用者へのアンケートでは自己負担が生じる場合は利用しないとの意見もあった。 今後は秋口から年度末にかけて需要が見込まれており、市民まつりでも食器をご利用いただく予定である。	現状維持	年２０件	年２５件	A	B	試行中の無償貸し出しの件数は順調に伸びたが、利用者へのアンケートでは自己負担が生じる場合は利用しないとの意見もあった。市民まつりにおける利用が貸出数の多くを占めるが、食器の紛失が問題視されているため、今年度はごみゼロ化推進員の協力（返却ブースの運営）を得て市民まつりでの利用を継続した。	現状維持
⑥ リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討	維持継続	維持継続	A	A	運営委託先である小金井市シルバー人材センターと協議を行い、平成３０年度末をもって現事業所の営業を終了することとなった。 今後については、平成２９年度に策定した「清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に粗大ごみの手解体・一時保管施設の整備を進めているが、再生品の展示販売等の手法については、継続して検討を進める。	完了						
⑦ リユース推進施策の調査・研究	維持継続	随時	B	B	会議や研修などに積極的に参加し、新たなリユース推進施策に関する情報収集を行っている。	推進	維持継続	随時	B	B	機会を捉えて近隣市や他のリサイクル率上位自治体と情報交換するなど情報収集に努めた。	推進
リサイクル事業所（小金井市シルバー人材センター）との連携							維持継続	随時	A	C	リユース意識の啓発に適う事業であることから、協定に基づき、小金井市シルバー人材センターの「リサイクル事業所」事業に運営助成を行った。	清掃関連施設整備事業の一部として検討
フリーマーケットの支援							維持継続	維持継続	B	C	フリーマーケットの概念も定着しており、ごみ対策課としての支援の使命は一定程度果たされた。	縮小

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　　３分別の徹底　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	２回	A	A	プラスチックごみの資源化と分別について特集号で広く周知を図った。特に分別に対する理解を深めるため、紙面を工夫し内容もわかりやすいものとした。引き続き特集号等で周知していく。	推進	―	３回	―	―	計画項目５参照	―
② 組成分析	―	２回	B	B	計画通り組成分析を実施している。今後は分析結果の活用方法を検討する。	現状維持	年４回（可燃）	年４回（可燃）	A	B	計画通り組成分析を実施した。また、分析結果をどのようにごみ減量啓発に活用するかを検討した。	推進
③ 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	強化継続	９回（延14回）	B	B	小学校の授業への参加など、積極的に出張講座を実施している。学校からのリクエストに応じ、市内中間処理施設の見学の際に塵芥車が疑似ごみを収容する様子を子ども達が見学できるようにするなど内容を工夫し、分別方法の説明をするなど正しい分別に対する啓発を図っている。	推進	―	―	―	―	計画項目５参照	―
④ ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携	計画項目５参照	―	B	B	引き続き「ごみ相談員」の役割について検討中ではあるが、各部会単位で「相談員として現時点でで活動できること」について検討及び実施を進めている。	現状維持	―	―	B	B	ごみゼロ化推進会議と事務局双方で「ごみ相談員」の役割について再確認を行い、今後の活動についてごみゼロ化推進員と協議を行った。	現状維持
⑤ 分別方法の見直しの検討	維持継続	随時	B	B	現在すでに多岐にわたる分別区分を市民に課している状況であり、新しい分別方法の導入は困難であるが、近隣市等との情報交換に努めながら、時代にマッチングした分別方法導入について随時調査、研究を継続して行う。	現状維持	強化継続	強化継続	B	B	近隣市等との情報交換に努めながら、時代にマッチングした分別方法について随時調査、研究を行った。	現状維持

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　４資源循環システムの構築　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
			３０年度						２９年度			
具体的な取組	目標	中間値	施策進捗	効率性	評価理由	方向性	目標	実績	施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	９回	A	A	資源循環教室や生ごみ投入リサイクル事業など、資源循環システムの基礎となる事業の周知活動を行っている。	推進	—	１６回	—	—	計画項目５参照	—
② 資源物戸別・拠点回収	—	随時	B	A	新たな拠点回収場所（ボックス設置場所）の検討を行うとともに、利用の拡大を図るため、啓発の強化を実施する。	推進	—	随時	B	A	資源循環システムの構築により、可燃、不燃ごみの更なる減量を図った。拠点回収については、利用拡大のための啓発の強化と併せて、新たな拠点回収場所（ボックス設置場所）の検討を行った。	推進
③ 有効利用先の確保（資源物）	維持継続	随時	B	B	資源物の売払い及び有効利用について適正になされるようルートの構築に努めている。また新たな資源物品目の生み出し、有効利用等について随時調査、研究を行っている。	現状維持	維持継続	維持継続	B	B	他市の取り組みや廃棄物減量審議会小委員会での研究結果に注視しながら情報収集に努めた。	推進
④ 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照（年４０回）	１４回	B	B	小学校の授業への参加など、積極的に出張講座を実施した。出張講座の際に、他の施策の啓発とともにリユースについても啓発を図っている。	推進	—	—	—	—	計画項目５参照	—
⑤ 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助	年350件交付	123件	B	B	補助と生ごみ乾燥物の戸別回収をセットで推進することで、一層のごみの減量を図ったが昨年度比３４件減となっている。このため、更なる啓発が必要と考えている。	推進	年350件交付	258件	B	B	補助と生ごみ乾燥物の戸別回収をセットで推進することで、一層のごみの減量を図った。事業者には市報、ホームページ及び窓口による打ち合わせを通じて案内しており、今年度は１件の交付に至った。	現状維持
⑥ 大型生ごみ処理機購入費補助	年１件交付	０件	B	B	現時点では交付申請が無いものの、大型生ごみ処理機に関する専門知識を持つ市民の方々の協力を得ながら、現状課題について情報共有を開始している。	現状維持						
⑦ 大型生ごみ処理機購入費補助金交付要綱見直しの検討	—	—	B	B	要綱の見直しに向け、実施内容の検討を引き続き行う。	現状維持						
補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機購入費補助							年１件交付	０件	B	B	大型生ごみ処理機に関する専門知識を持つ市民の方々の協力を得ながら、現状課題について情報共有を開始しているが、交付申請が無かった。	現状維持
⑧ ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施	随時	A	B	各部会の会議を中心に推進員と情報共有を図り、事業の実施や啓発等についての情報共有も行っている。また、専門性の高い分野については、その分野に精通している推進員と事業担当者間でも意見交換の場を設けている。	推進	適時実施	随時	A	B	各部会の会議を中心に推進員と情報共有を行った。また、専門性の高い分野については、その分野に精通している推進員と事業担当者間でも意見交換の場を設けた。	推進
⑨ 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	投入者延数2,500人	1,182人	B	B	緑小が工事のため東小がボランティア不足のため事業の実施ができなかった。今年度、新たに案内チラシの設置場所を２か所増やしたが、人数及び量の増には至らなかった。今後に向けて更なる広報方法の検討を行う。	推進	投入者延数2,500人	1,473人	B	B	ボランティアと新規利用者の増加を図るためにも更なる市民への周知・広報を進めていく必要がある。	推進
⑨ 市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	—	随時	A	B	７か所で市内の小中学校において市民ボランティアの運営によって実施されている。ボランティアの固定化や高齢化が問題である。継続して募集を継続する。	推進	—	—	A	B	１年で２０ｔ前後の生ごみを減量する効果があることから、新規のボランティア及び利用者の拡大を図った。	推進

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
⑩ 地域の農業者やＪＡ・市内農産物取扱店との連携	維持継続	未実施	B	B	農家懇談会は未実施だが、堆肥の配送を告知した効果などにより、食品リサイクル堆肥の使用農業者数が増加している。	推進	維持継続	１回（農家懇談会）	C	B	農業者向けに食品リサイクル堆肥の配送を開始した。多くの農業者に堆肥を活用してもらうことを第一に考え、関係者と随時調整している。	推進
⑪ 廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討	適時実施	随時	B	B	廃食油の回収を行っている自治体に回収業者や事業内容を確認するなど、小金井市での具体的な実施に向けて検討している。	推進						
生ごみの効率的な収集・処理、有効利用に向けた調査・研究							小委員会の開催	小委員会６回開催	A	B	可燃ごみに含まれる未活用資源の有効利用方策の調査研究に関する小委員会を開催し、成果を報告書にまとめた。	完了
枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討							維持継続	平成２９年４月から戸別回収隔週実施	A	A	事前申込方式から申込不要の戸別回収（隔週）に変更し利便性を図るとともに、従来燃やすごみの日に２袋まで無料回収していた落ち葉も資源として回収することとし、全量の資源化を図った。	完了
⑫ 難再生古紙拠点回収箇所の拡大	新規１箇所（１２箇所→１３箇所）	１２箇所	A	A	今年度新規１箇所の拡大に向けて設置予定場所の所管部署との調整を現在図っているところである。	推進	新規１箇所（１１箇所→１２箇所）	１２箇所	A	A	目標どおり、新規１箇所を前原町西之台会館に設置した。	推進
⑬ 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトへの参加	適時実施	適時実施	B	B	市役所第二庁舎１階エントランスと４階ごみ対策課窓口に回収ボックスを設置しており、市報等でも啓発を行っている。１０月２０、２１日に開催される市民まつりの際にも、回収ボックス設置する予定である。	推進						
未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究							小委員会の開催	小委員会６回開催	A	B	可燃ごみに含まれる未活用資源の有効利用方策の調査研究に関する小委員会を開催し、成果を報告書にまとめた。	完了

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　５啓発活動の強化　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	―	A	A	特集号（年４回）の発行時や、市報に掲載する際には、従前の内容を見直し、挿絵を入れたり表現を変更するなど、適宜工夫している。	推進	―	特集号 年４回 啓発ﾁﾗｼ 年１回	A	A	市報について特集号を年４回作成する他、毎月１５日号に「市民1人当たり１日のごみ排出目標と実績」を報告した。後者については、前月及び前年同月の実績値も掲載するようにし、比較がしやすいようにした。	推進
② ごみ減量キャンペーンの実施	４回	２回	A	B	駅頭１回（２駅で計２日間）、前年同様に理事者・議員・ごみゼロ化推進員によるキャンペーンを実施した。今後は１０月に市民まつりで２回、まち美化部会店舗前を２回、２月に駅頭２回目のキャンペーンを２回実施する予定である。	現状維持	４回	駅頭２回、市民まつり１回、まち美化部会店舗前１回	A	B	駅頭２回（２駅で計２日間）、市民まつり１回（雨天により１回中止）、店舗前1回実施。前年同様に理事者・議員・ごみゼロ化推進員によるキャンペーンを実施した。また、３月に転入者への啓発を目的としたキャンペーンを実施した。	現状維持
③ イベント（市民まつり）への出展	年１回	―	―	―	１０月２０、２１日の市民まつりに参加予定である。	現状維持						
イベントへの出展							年１回	年２回 （桜まつり、市民まつり）	B	B	桜まつり（１日）、市民まつり（２日間）今年度は例年の啓発活動に加え、新たに「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」による携帯電話・スマートフォンの回収やエコバッグの販売などを行った。市民まつりで使用されるリユース食器の紛失が問題とされていたが、ごみゼロ化推進員の協力により食器の返却ブースを運営し、イベントにおけるリユース食器活用の取組みをサポートすることができた。しかし、両日とも雨の影響で客足が伸びなかった。	現状維持
④ 転入者への啓発強化	強化継続	維持継続	C	B	ごみゼロ化推進会議のごみゼロ化啓発部会と連携し、昨年度の転入者対策のチラシ配布を踏まえ、今年度は自治会や町会をターゲットに啓発活動を行い、転入者にとってもわかりにくい分別や小金井市の取り組みを紹介する機会やチラシを配布することで転入者対策に努める。	推進	強化継続	強化継続	A	B	ごみゼロ化推進会議のごみゼロ化啓発部会と連携し、転入者対策のプロジェクトチームを立上げ、現状把握、課題解決、啓発方法の立案を行った。	推進
⑤ 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	年４０回	１４回	B	B	市内保育園や小学校の授業への参加など、積極的に出張講座を実施した。学校からのリクエストに応じ、市内中間処理施設の見学の際に塵芥車が疑似ごみを収容する様子を子ども達が見学できるようにするなど内容の工夫を図った。	推進	年 ４０回	年 ３６回	B	B	庁内連携により、市内保育園にて積極的に出張講座を実施した。小学校の授業への参加など、子どもから大人への啓発も期待できるため、継続して取り組み、ごみ減量キャラクターを用いた劇形式の講座を実施するなど内容の工夫を図った。	推進
⑥ 効果的な啓発活動の調査・研究	適時実施	適時実施			市報・市ホームページやごみ分別アプリを活用して分りやすい情報提供に努めている。。	推進	適時実施	適時実施	B	A	市報・市ホームページやごみ分別アプリを活用して分りやすい情報提供に努めた。また、市公式ツイッターアカウントにて「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の実績報告などを行った。	推進
⑦ 冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	―	―	A	A	従前の内容を見直し、表現を変更するなど内容を精査している。	推進						
⑧ ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し	―	随時	A	A	リサイクル推進協力店の看板にごみ減量キャラクターを使用するなど、活用の機会を増やしている。子どもにも親しみやすいキャラクターを使用することで、啓発活動を推進していく。	推進						

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　　６環境教育・環境学習の推進　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	１回	A	A	ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵を募集した。子ども達が「ごみ」に対する興味を持ち、そこから啓発を図ることができると考えれらる。引き続き、広報媒体を活用していく。	推進	―	４回	―	―	計画項目５参照	―
② 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）	計画項目５参照（年４０回）	１４回	B	B	市内保育園や小学校の授業への参加など、積極的に出張講座を実施している。学校からのリクエストに応じ、市内中間処理施設の見学の際に塵芥車が疑似ごみを収容する様子を子ども達が見学できるようにするなど内容の工夫を図っている。	推進	―	―	―	―	計画項目５参照	―
③ 冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂	―											

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　７地域におけるひとづくり・まちづくりの促進　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	―	―	A	A	特集号（年４回）の発行時や、市報に掲載する際には、従前の内容を見直し、挿絵を入れたり表現を変更するなど、適宜工夫していく。	推進	―	３回	―	―	計画項目５参照	―
② ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援	適時実施	随時	A	B	総会を始めとした各種会議の運営支援を行い、必要な会議を随時実施しているところである。	現状維持	適時実施	随時	A	B	総会を始めとした各種会議の運営支援を行い、必要な会議を随時実施した。	現状維持
③ ごみゼロ化推進員との情報交換	適時実施	随時	A	B	各部会の分野においては部会を中心に、また、ごみゼロ化推進員が個別に持つ得意分野に関しては担当者間で随時情報交換を行っている。	現状維持	適時実施	随時	A	B	各部会の分野においては部会を中心に、また、ごみゼロ化推進員が個別に持つ得意分野に関しては担当者間で随時情報交換を行った。	現状維持
④ 町会・自治会・子供会への働きかけ	適時実施	適時実施	C	A	ごみゼロ化推進会議のごみゼロ化啓発部会と連携し、自治会や町会をターゲットに啓発活動を行い、転入者にとってもわかりにくい分別や小金井市の取り組みを紹介する機会やチラシを配布することで啓発を図る。	推進	適時実施	適時実施	C	B	具体的な取組は行えなかったため、集団回収登録団体への働きかけを検討した。	推進
⑤ 地域ネットワークの構築	適時実施	適時実施	C	B	地域における課題解決に向けて、市民・事業者・行政が連携体制の強化を図るため、３者が相互に協力・連携し相乗的な効果が得られるよう、随時情報交換を行っている。	推進	適時実施	適時実施	C	B	集団回収登録団体をごみゼロ化推進会議の活動に取り入れるための啓発活動を検討した。	推進

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　８拡大生産者責任の追及　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 国・都への働きかけ	―	―	A	B	拡大生産者責任の追求をするためには、法整備も重要となることから、平成３０年度においても、国・都に対し、市長会や全国都市清掃会議を通じて要望を提出している。	推進	―	―	A	B	平成２９年度は、市長会及び全国都市清掃会議を通じて要望が提出されている。	推進

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　(1)　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　９事業活動における３Ｒの推進　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）	—	２回	A	A	リサイクル推進協力店や店舗からの寄付活動を市報に掲載するなど、事業活動における３Ｒの推進状況の周知を図っている。	推進	—	１回	—	—	計画項目５参照	
② 個別指導	—	—	A	B	事業用大規模建築物の立ち入り調査を行い、廃棄物が適正に処理されるよう指導した。また、行政回収によるごみの排出に問題がある事業所に対しては、随時個別指導を実施した。	推進	—	—	A	B	事業用大規模建築物の立ち入り調査を行い、廃棄物が適正に処理されるよう指導した。また、行政回収によるごみの排出に問題がある事業所に対しては、随時個別指導を実施した。	推進
③ リサイクル推進協力店認定事業の推進	新規４事業所（13事業所→17事業所）	新規２事業所（12事業所→14事業所）	A	A	市内での大規模事業所の認定は概ね完了しつつあるが、懸念であったリサイクル推進協力店認定制度実施要綱の見直しを行ったことで、小・中型店舗まで広く認定をしやすくなった。今後は、認定店をさらに増やすべく、店舗の周知も含め、事業の啓発にも力を入れる必要がある。	推進						
④ リサイクル推進協力店認定事業所の拡大							新規４事業所（13事業所→17事業所）	新規１事業所（11事業所→12事業所）※閉店・辞退により２店舗減	A	B	小・中型店舗まで広く認定できるように、リサイクル推進協力店認定制度実施要綱の見直しを進めた。また、認定店舗の目印になる看板を東京学芸大学の協力を得て、ごみ減量キャラクターを用いた親しみやすいデザインに一新した。	推進
⑤ 自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大	新規２事業所（10事業所→12事業所）	新規２事業所（10事業所→12事業所）	A	A	新規で２事業所が登録された。継続して既存事業所及び新規開業事業所に周知及び協力を依頼していく。	推進	新規２事業所（9事業所→11事業所）	新規１事業所（9事業所→10事業所）	B	A	新規で１事業所が登録された。継続して既存事業所及び新規開業事業所に周知及び協力依頼をした。	推進

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	

施策の展開　　⑴　発生抑制を最優先とした３Ｒの推進　　計画項目　　１０市施設における３Ｒの推進　　＝２９年度

【施策について】

Plan	Do		Check				Do		Check			Action
具体的な取組	目標	中間値	３０年度				目標	実績	２９年度			
			施策進捗	効率性	評価理由	方向性			施策進捗	効率性	評価理由	方向性
① 庁内向け検査の実施及び結果公表	年１回	０回	―	B	市施設ごみゼロ化推進リーダー及び推進員にごみの排出の現状を認識してもらい、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の重要性を理解してもらう。	推進	年１回	３月実施	A	B	市施設ごみゼロ化推進リーダー及び推進員にごみの排出の現状を認識してもらい、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の重要性を理解してもらう。	推進
② 市職員に対する啓発	―	０回	―	B	市施設ごみゼロ化推進会議において市施設ごみゼロ化行動基本計画（後期）を策定しており、各施設ごとに推進会議を開催し、市職員への啓発を図っている。３０年度においても、庁内向け検査の結果を踏まえた推進会議を実施予定である。	推進	―	２月実施	A	B	市施設ごみゼロ化推進会議において市施設ごみゼロ化行動基本計画（後期）を策定した。各施設ごとに推進会議を開催することでごみゼロ化推進リーダー及び推進員を通じて市職員の啓発を図る。	推進

Action	
評価を踏まえた今後の展開及び分析	